弁護人からみた 警察庁と最高検察庁の足利事件検証報告

-足利事件が教えるわが国の刑事司法の課題-



佐藤博史

- I. 「足利事件の検証」の視座
 - 1 足利事件の衝撃 (1)~(3)
 - 2 足利事件の意義
 - 3 足利事件の検証
- Ⅱ. 警察庁の検証報告書
 - 1 警察庁報告書の構成と叙述
 - 2 科警研鑑定の検証 (1)~(17)
 - 3 取調べの検証

(1)~(6)

- Ⅲ. 最高検察庁の検証報告書
 - 1 最高検報告書の不十分性 (1)~(5)
 - 2 「第3 捜査及び事件処理における問題 点と反省点」の検討

 $(1) \sim (15)$

- 3 「第4 その他の諸問題」の検討
- 4 「第5 再発防止のための方策」の検討 (1)~(4)
- Ⅳ. 「足利事件の検証」の現段階

I.「足利事件の検証」の視座

1 足利事件の衝撃

(1)

わが国で DNA 鑑定が無実を明らかにした 初めてのケースが足利事件である。 しかし, アメリカでは, 同様の例は, 既に 250 件を超えている 10 。

20日に1回の割合で飛行機が墜落する国がある、といっても誰も信じまい。ひとたび飛行機事故が起これば、飛行の再開は対策が講じられてからである。また、そうでなければ、安心して飛行機に乗ることはできない。

しかし、20 日に1 件の割合で冤罪が明らかになっている国がある。アメリカである。20 日に1 件という数字は、冤罪の証明が DNA 鑑定の場合に限られるから 20 、それ以外の証明を含むと頻度はもっと高くなる。

安全工学で有名なハインリッヒの法則 (Heinrich's law) $^{3)}$ によると、1つの重大事故の背後には29の軽微事故と300のニアミス(ヒヤリ・ハット=ヒヤリとした、ハッとした異常)がある (1:29:300の法則)。

¹⁾ アメリカの Barry Scheck, Peter Neufeld の 2 人の弁護士によって 1992 年に設立された非営利団体・イノセンス・プロジェクト (The Innocence Project) が主導し、弁護士、研究者、ロースクール生が冤罪救済に取り組んだ成果である (http://www.innocence project.org/、平成 22 年 8 月 31 日最終検索)。

私は、1992年に陪審制の調査のためにニューヨークに行った際、バリー・シェック弁護士と会う機会があった(東京三弁護士会陪審制度委員会『ニューヨーク陪審裁判』68、88頁(日本加除出版、1993))。そのとき DNA 鑑定は話題にならなかったが、私は、同弁護士らによる ACTUAL INNOCENCE (Doubleday, 2000)。邦訳・ジム・ドワイ

ハインリッヒの法則がそのまま冤罪に当て はまるとは言えまいが、足利事件は、わが国 の刑事司法が抱える深刻な問題が表面化した 「氷山の一角」と考えるべきである⁴⁾。

(2)

DNA鑑定による無実の証明は、「真犯人の 出現」と並ぶ完全無罪の証明である。DNA 鑑定による無実の証明は、自白がまったくの 虚偽だったことの決定的な証拠なのである。

これまで無罪判決が下されたのちも、捜査関係者から「無罪とされただけで、無実であるわけではない」と「負け惜しみ」が漏らされることがあった。しかし、DNA鑑定は、そのような言説を不可能にした。菅家氏が公判廷でも自白したのに、再審開始決定を待たずして釈放されたことがその証左である。

DNA鑑定は自白が虚偽だったことの明白な証拠であることから、DNA鑑定時代を迎えてアメリカでは、「虚偽自白」研究の質が飛躍的に高まった。これまでは無実とされた自白が虚偽とは限らなかったが、DNA鑑定時代では、虚偽が明らかな自白を研究対象にすることができるようになったからである。

わが国の刑事司法は、このような事態に直面したことはない。足利事件がわが国の刑事司法にとって衝撃だった所以もまたそこにある。

(3)

足利事件について,2010年3月26日に無 罪判決⁵⁾が宇都宮地裁によって下され,そ の6日後の2010年4月1日に警察庁と最高 検の足利事件検証報告書⁶⁾が公表された。

ヤーほか(西村邦雄 = 指宿信監訳)『無実を探せ!イノセンス・プロジェクト DNA 鑑定で冤罪を晴らした人々』(現代人文社、2009)が出版されるや,直ちに入手し,足利事件の上告審が係属していた最高裁に同書のコピーを提出して,アメリカでの実例を紹介した(DNA 鑑定によって無実が明らかになった最初は 1989 年で,同書が発刊された 2000 年で累計は既に 133 人に達していた)。既に 3 年前の 1997 年 10 月 28 日に,菅家利和氏(以下,菅家氏)の毛髪を用いた私的な独自鑑定に基づいて,「菅家氏と犯人の DNA 型は異なっている可能性がある」と指摘して,DNA 再鑑定を請求していたからである(佐藤博史「足利事件と DNA 鑑定・最高裁への再鑑定請求」季刊刑事弁護 13 号 102 頁(1998))。しかし,最高裁は,動こうとしなかった。東京高裁によって DNA 再鑑定が命じられたのはそれから 11 年後の 2008 年 12 月 24 日であり,その結果が判明したのは 11 年半後の 2009 年 5 月 8 日のことである。最高裁はまことに重大な判断ミスをしたことになる。

そして,イノセンス・プロジェクトの HP によると,2010 年 8 月 29 日現在 DNA 鑑定によって冤罪が証明された人数は累計258 人(うち17 人が死刑台からの生還者)に及んでいる。

なお、バリー・シェック弁護士のインタビューが 2010 年 6 月 3 日 (偶然にも菅家氏の釈放の前日である)、朝日新聞の GLOBE に掲載された (同記事はインターネットで読むことができる (http://globe.asahi.com/author/091005/01_01.html, (平成 22 年 8 月 31 日最終検索))。同弁護士のインタビューによれば、242 人の無実が判明した過程で、105 人の真犯人が捕まり、捜査側の協力が得られるようになったという。アメリカでは「冤罪の救済」が「社会の安全」に通じていることも見逃せない。

- 2) 前掲注1ジム・ドワイヤーほか『無実を探せ!』によると、99年末で DNA 鑑定によって 18 日に1 人の割合で無実の人が自由の身になり、2000年は 20 人 (引用者注・同じく 18 日に1 人の割合)で (同書 275 頁)、累計 130 人の無実が証明されたとしている (同書 300 頁)。そして、前掲注1の The Innocence Project の HP によると、2000年以来の累計は188人 (19.7日に1 人の割合) である。
- 3) 引用するのはいささか気が引けるが、「ハインリッヒの法則」を広く世に知らしめたのは、爆笑問題『爆笑問題のハインリッヒの法則一世の中すべて 300 対 29 対 1 の法則で動いている』(祥伝社黄金文庫、2005) であることも疑いを容れない(初版は 2003 年 a)。
- 4) 木谷明「刑事事実認定の基本的あり方」同編著『刑事事実認定の基本問題 (第 2 版)』1 頁,27 頁 (成文堂,2010) は,足利事件のほか,布川事件 (最決平成 21 年 12 月 14 日),小田急痴漢冤罪事件 (最判平成 21 年 4 月 14 日判時 2052 号 151 頁),ゴルフ場支配人襲撃事件(最判平成 21 年 9 月 25 日判タ 1310 号 123 頁,判時 2061 号 153 頁)を引用して,「氷山の一角に過ぎないと思われる」という。
- 5) 既にインターネット上の判例検索システムに掲載されているが、「冤罪(誤判)防止コム」http://www.enzaiboushi.com/の「足利事件再審公判」(以下、「冤罪コム」)に全文掲載されている(平成22年8月31日最終検索)。
- 6) 警察庁の2010年4月「足利事件における警察捜査の問題点等について」(以下、警察庁報告書)と最高検の2010年4月「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」(以下、最高検報告書)である。いずれも「冤罪コム」に全文掲載されている。なお、警察庁報告書は、概要が現在も警察庁のHPに掲載されてい

警察庁と最高検は、菅家氏の釈放(2009年6月4日)直後から「足利事件の検証」を始めていたが、無罪判決の言渡しを受けて、その結果を公表したわけである。

2つの検証報告書は、警察、検察それぞれ の立場から足利事件の捜査・公判の問題点を 検証したもので、注目すべき提言も示されて いる。しかし、同時に限界もある。

ともあれ、2つの検証報告書は、これからのわが国の刑事司法のあり方を考えるうえで重要である。そこで、足利事件の弁護に携わってきた者の立場から2つの報告書を検討しよう 7 。

2 足利事件の意義

足利事件が前代未聞の冤罪事件だったのは、以下の理由による。

- ① 幼女誘拐殺人死体遺棄事件(真実ちゃん事件[1990年5月12日発生]。以下,本件)という重大犯罪について,科学警察研究所(以下,科警研)のDNA鑑定(以下,科警研鑑定)が決定的な有罪証拠とされたこと。
- ② 菅家氏は、任意取調べの初日(1991年12

- 月1日)に警察官から科警研鑑定の結果を告げられたことを重要な契機として自白して逮捕され⁸⁾,捜査段階で自白を維持しただけでなく,公判廷でも自白を維持したこと。しかも、公判廷で一旦否認したが(1992年12月22日第6回公判),再び自白した(1993年1月28日第7回公判)こと。
- ③ 菅家氏は、宇都宮拘置支所に移送されて 間もなく家族に無実を訴える手紙を書き始め⁹⁾、第一審の公判の途中(上記第6回公 判)および最後(1993年6月24日第10回公判)に否認に転じたこと。
- ④ 菅家氏は、別件である2つの幼女誘拐殺人死体遺棄事件(万弥ちゃん事件[1979年8月3日発生]と有美ちゃん事件[1984年11月17日発生]。以下、別件2事件)についても取調べを受け、わずか35分後に10自白し(1991年12月20日)、検察官の起訴後の取調べでも自白を維持したが、検察官は、裏付けが得られなかったために、別件2事件については、嫌疑不十分を理由に不起訴とした(1993年2月26日)こと。
- ⑤ 弁護人が無実主張を行わなかった第一審 はともかく、菅家氏が本格的な否認に転 じ、弁護人¹¹⁾が全面的に争った控訴審、

るが、最高検報告書は、概要が最高検の HP に掲載されたが、「掲載期間の1 か月が経過した」という理由で現在は掲載されていない。不可解というほかはない。

7) 本稿は、私が2010年5月10日に最高検で、同月14日に警察庁で、それぞれ2つの検証報告書をめぐって 講演するに際して作成した同月9日付「弁護人からみた警察庁の足利事件検証報告書」、「弁護人からみた最高検 察庁の足利事件検証報告書」とそこでの講演の経験に基づくものである。

なお、宇都宮地裁の無罪判決についての検討も重要であるが、無罪判決は、わが国の DNA 鑑定に関するリーディングケースである足利事件の最高裁決定(最決平成 12 年 7 月 17 日刑集 54 巻 6 号 550 頁)が科警研鑑定の証拠能力と証明力を認めたのに、これをいずれも否定したことが評価できるだけで(ただし、その理由は不十分である)、捜査段階の自白を含め自白の任意性を認めたことなど、わが国の刑事司法には足利事件の悲劇を繰り返さないための方策が備わっていないことを露呈した「絶望判決」である(佐藤博史『「足利事件の検証」の現段階無罪判決、警察・検察報告書による検証はどこまで進んだか』季刊刑事弁護 63 号 82 頁(2010)参照)。

- 8) 菅家氏は DNA 鑑定によって逮捕されたのではない。自白したために令状逮捕された(1991年12月2日午前1時15分)。このことも見過ごされがちであるが、重要な事実である。実際、宇都宮地検の次席検事は、警察に、DNA 鑑定だけでは逮捕できないから、菅家氏を任意同行のうえ取調べ、自白が得られた場合に逮捕するよう具体的な捜査指揮(刑訴法193条1項)を行っていた(最高検報告書3頁参照)。
- 9) 菅家氏が宇都宮拘置支所に移送されたのは 1992 年 1 月 22 日, 家族に無実を訴える手紙を書き始めたのは 同月 27 日 (但し, 消印) で, 同年 12 月 7 日 (消印) まで計 14 通に及んだ。手紙の全文は菅家利和『冤罪』(朝日新聞出版, 2009) に掲載されている (同書 53-78 頁)。
- 10) 警察庁の検証報告書には「(1991年12) 月20日午前9時35分ころから、余罪事件について同氏を取り調べたところ、約35分後の午前10時10分ころ、同氏は、・・・・・・自した」とある(同15頁)。
- 11) 私が菅家氏の弁護人になったのは 1993 年 9月 6日で、485 頁に及ぶ控訴趣意書は 1993 年 12月 14日に提出した。

さらには上告審、再審請求審でも、裁判所 および検察官は菅家氏の自白が虚偽である とは考えなかったこと。

- ⑥ そのため事件から15年後の2005年5 月12日が経過して公訴時効が完成し,真 犯人の検挙はもはや不可能となったこと。
- ⑦ 菅家氏の無実は、即時抗告審の東京高裁 が命じた DNA 再鑑定 ¹²⁾ によって 17 年半 後 (2009 年 5 月 8 日) に誰の目にも明ら かとなったこと。

要するに、足利事件とは、科警研鑑定が虚偽自白を生み出し、17年半もの長期間それが見逃されたために、公訴時効が完成して真犯人の検挙が不可能になったのち、DNA再鑑定によって無実が明らかになった事件である。

わが国の冤罪がアメリカほどに深刻であるとは思わない。しかし、足利事件は、誤起訴・誤判の原因となった DNA 鑑定 ¹³⁾ が科警研というわが国の最高水準の鑑定機関によって生み出され、東京高裁・東京高検および最高裁・最高検というわが国の最高水準の刑事システムがそれを見逃した点において、事態はアメリカよりもより深刻と言うこともできる。

3 足利事件の検証

こうして, 足利事件の検証とは,

- ① 悲劇の元凶である科警研鑑定はどのよう な意味で誤っていたのか(科警研鑑定の検 証),
- ② わが国の刑事司法システムが菅家氏の自 白の虚偽を見抜けなかったのは何故か(警 察・検察・弁護・裁判の検証)、
- ③ 足利事件の悲劇を繰り返さないために何 が必要か(誤判防止策の提言), を意味する。

Ⅱ. 警察庁の検証報告書

1 警察庁報告書の構成と叙述

警察庁報告書は、その内容および体裁に照らし、2つの部分から成る。

第1に、菅家氏の自白の信用性の検討を含む「取調べの検証」(「4 捜査における問題点」)、第2に、「科警研鑑定の検証」(「5 DNA型鑑定をめぐる問題点」)である。

そして、警察庁報告書は、その冒頭で、足利事件の検証は、警察庁および栃木県警と科警研がそれぞれ検証のための組織を設けて作業を行ったことを明らかにしている(1 π 14)。

しかし、その結果は、顕著な違いを示し、「取調べの検証」は、一定の反省に立った新たな対策の提言に結びついているが(「6 足利事件以降の捜査手法等の改善」、「7 今後の再発防止方策」)、「科警研鑑定の検証」で

¹²⁾ 即時抗告審における弁護人の DNA 再鑑定の請求は 2008 年 5 月 23 日, 検察官の意見書の提出は同年 10 月 15 日, 東京高裁の DNA 再鑑定命令は同年 12 月 24 日, 東京高裁から 2 通の DNA 再鑑定書が交付されたのは 2009 年 5 月 8 日である。なお、弁護人が DNA 再鑑定を最初に請求したのは、12 年前の最高裁に対する 1997年 10 月 28 日だった(佐藤博史「足利事件と DNA 鑑定・最高裁への再鑑定請求」季刊刑事弁護 13 号 102 頁 (1998))。

¹³⁾ アメリカでも、誤った DNA鑑定によって有罪とされた例がある。前掲注1『無実を探せ!』によると、ジャック・デイヴィス氏の事件(殺人) やギルバート・アレンハンドロ氏の事件(強姦) における州警察官フレッド・サレム・ゼインが関与した DNA鑑定(同書 131 頁)、ティム・ダーラム氏の事件(強姦) における分子生物学者ロバート・ジャイルズ博士の DNA鑑定(同書第7章ジャンク・サイエンス)である。いずれも、特定の個人に起因する問題と考えることもできるが、足利事件の科警研鑑定は、わが国の最高水準の鑑定機関によるものであり、そのような安易な理解を許さない。

¹⁴⁾ DNA 型鑑定については、警察庁報告書は、さらに、『科警研は、平成 21 年 7 月 1 日、同所長を長とし、現在の DNA 型鑑定担当者等を委員とする「足利事件の DNA 型鑑定に係る検証委員会」を設置し、鑑定書(平成 3 年 11 月 25 日付け警研収鑑第 983 号。以下、「原鑑定書」という。)の控え、文献、本件 DNA 型鑑定(以下、「原鑑定」という。)の鑑定人からの聴取結果等を基に、専門的、技術的見地から、原鑑定の適否等について検証を行い、その結果を「警研収鑑第 983 号について」(別添 1 参照)として取りまとめた』(28 頁)としている。

は、科警研の自己正当化の議論と外部の研究者の批判的見解が併記され(別添1ないし4)、「7 今後の再発防止方策」で「(4) 鑑定記録・鑑定資料の適切な取扱いの徹底」(57~58頁)が説かれているだけで、抜本的な対策は示されていない。

警察庁報告書は、足利事件の悲劇の元凶と もいえる科警研鑑定について、最終的な結論 を得ないまま、抜本的な対策を示さずに公表 されたものなのである。

そこで、警察庁報告書とは逆に、問題の多い「科警研鑑定の検証」から検討しよう。

2 科警研鑑定の検証

(1)

科警研鑑定の検証について、警察庁報告書は、その本文では、「(補足)」、「科警研としては・・・・・考えている」という表現を用いて、科警研の見解 ¹⁵⁾ を紹介することに徹し(34,36,37,38頁)、これに批判的な水口清東京歯科大学教授と玉木敬二京都大学教授の各意見書(以下、それぞれ、水口意見書、玉木意見書)を別添資料として添付し(別添2,3)、さらに両意見書に対する科警研の補足説明を添付する(別添4)という体裁を採っている ¹⁶⁾。

このような体裁は,「問題の所在」を知る ためには有益であるが,検証「結果」の報告, さらにはそれに基づく方策の提示という点で は、決定的に不十分である。

(2)

特に、科警研鑑定の電気泳動写真 16,17(特に、写真 16) について、水口意見書と玉木意見書が、異口同音にこれに基づいて型判定を行うことについて強い疑問を呈しているの

に*,報告書に引用された科警研の見解は, 「このように原鑑定書に写真2枚を添付した のは、写真17上では一部薄く目視では確認 が難しい DNA バンドが認められることか ら、DNAバンドが明瞭に示されている写 真16も添付し、写真2枚を用いて型判定の 結果を説明しようとしたためと考えられる が、科警研としては、123 塩基ラダーマーカー が明瞭に示されている写真17のみを原鑑定 書に添付することとし、写真16は型判定が 可能であったとしても鑑定記録として扱い, 写真17のネガフィルムを用いた型判定に当 たっての参考資料にとどめる方が適切であっ たと考えている」(37~38 頁 ¹⁷⁾) というもの で、真実の隠蔽に通じるものとなっているこ とは大いに問題である(下線引用者。以下, 同じ)。

*水口意見書 3-4 頁「写真 16 及び写真 17 の 泳動像を写真上で見る限り,写真 16 においては ladder marker の 369bp のバンドと lane 4 の低分子側のバンドが右外側に歪み,lane 1 も左外側が早く泳動な上の電気の流れが一定していない。これは写真 17 についても同様の傾向が見られる。これは計測による型判定の際に,何からの考慮をすべき点と考える。また lane 3 を除くと,高分子側のバンドの増幅が非常に弱く,特に lane 1, lane 2 については写真上では極めて不明瞭である。また lane 4 においても lane 1, lane 2 よりはわずかに増幅効率が良いように思われるが,やはり不安の残る増幅に見える。

水口意見書13頁『「警研収鑑第983号」の鑑定書に添付された写真16,17の泳動像はいずれもバンドが歪んでおり、レーンごとにその歪み方が一定していない。歪んだバンドは当然直線的に移動した場合と比べて計測点がずれるため、異なるレーン間の移動度は均一にはならない。この泳動の歪みが繰り返し数の計算に影響しているか否かは、判定された資料を再度検査して確認しなければ確定的

¹⁵⁾ 科警研の見解は,2009年9月2日「警研収鑑第983号について」(別添1) として添付されている。

¹⁶⁾ かかる体裁を採った理由として、警察庁報告書は、以下のように記している。

[『]警察庁は、上記検証結果の提出を受け、これについて、東京歯科大学水口清教授及び京都大学玉木敬二教授から意見書(別添2及び3参照)の提出を受け、さらに、科警研から「水口清教授及び玉木敬二教授の意見書に対する補足説明」(別添4参照)の提出を受けた。

上記の科警研からの検証結果及び補足説明や両教授からの意見書に加え、公判記録等の関係資料を精査するなどした結果認められた本件における DNA 型鑑定の概要及び DNA 型鑑定をめぐる問題点は、以下のとおりである。』(28 頁)

¹⁷⁾ 科警研の補足説明 (別添4) 5 頁にも同様に記述がある。

ではないが、以下の理由から、123 塩基ラダーを用いた計測は歪みが影響している可能性を考える必要性を感じる。』(なお、原文の「」を生かすために、外括弧に『』を用いることがある)

<u>玉木意見書</u>7~9頁『しかし,私はこのうちの1枚の写真をみて唖然とした。・・・・・写真16は、そのようないささか奇妙な言い訳を考えてしまうほど、鑑定書本文の簡潔な検査結果とは極めて対照的で、多くの説明を要する写真である。

写真 16 をみてすぐに気がつくのは,「M1」にある 123 塩基ラダーの非常に不明瞭なバンド像である。・・・・・「M1」が鑑定資料のバンドの長さを決定するのに必要な,基準となるべき位置を示すマーカーとして機能しているとはとても考えられない。・・・・・

・・・・・・この写真 16 は、基準となる 123 塩基ラダーの泳動像の劣悪さのために、資料(1) や資料(2) のバンドの大きさ(塩基長)を検討する以前の問題であり、検査結果は解釈すべき対象ではなかったと判断される。

・・・・・・ 写真 17 における 123 塩基ラダーは 明瞭なバンドで,バンドの厚みも薄く測定に 適している。しかし、123 塩基ラダーが二ヶ 所泳動されているが, 同一移動度であるべ き,同一長さのバンドの位置は二ヶ所で異 なっているだけでなく、上側の123塩基ラ ダーでは,バンドがやや斜めになっている。 ····・・ しかし、レーン「1」から「4」にロー ドされている資料(1) および資料(2) の各2 本のバンドの濃淡の差は大きすぎる。特に資 料(1)の上のバンドは薄くて目視では確認 しにくいのに対し、資料(2)の下のバンド は厚すぎるほど強く検出されている。おそら く PCR に用いた DNA 量や PCR のサイクル 数が至適条件になっていなかったためであろ うが、このようなバンド像では写真17にお ける型判定も平易ではなかったかもしれな **V** \₀ ∫

玉木意見書13頁「鑑定検討書では、画像解析装置及びソフトウェアを使用して、バンドの位置の検出と測定をできる限り正確で客観的な方法でおこなったことを強調している。しかし、鑑定書末尾に添付されたMCT 118型検査の電気泳動写真の1枚(写真16)は、この検査の信頼性を著しく低下させる印象を有するものであり、他の検査結果の添付資料の精緻な印象とは極めて対照的なものであった。塩基長の基準となる123塩基ラダーで、同一長でも複数本のバンドのある写真から、鑑定資料のMCT118型を判定することは、当時の技術水準云々を検討する以前の問題であり、鑑定人の検査に対する基本的姿勢が問われる重大な誤りである。私はこの写真が問われる重大な誤りである。私はこの写真

が鑑定書に添付された意義が理解できなかった。」

(3)

科警研は、鑑定書に写真16は添付せず、写真17のみを添付すべきだったと総括した。その意味は、(バンドが不鮮明で、歪み、幅があるだけでなく、マーカーが二重に泳動されていて、どう考えても型判定の対象となり得ない)写真16は人の目に触れさせるべきではなかったということ以外にはない。

しかし、玉木意見書が明確に説くように、鑑定書の本文は精緻なようにみえても、添付された電気泳動写真が「唖然」とするものだったからこそ、科警研鑑定の質の低さが露見したのである。

科警研の総括は、「鑑定技量が劣悪であることを暴露する検査データは隠せ」というものであって、到底見逃すことができない。

しかも,科警研も写真 17 について「写真 17 上では一部薄く目視では確認が難しい DNA バンドが認められる」(37~38 頁) と認めて いるのであって,写真 17 によって正しい型 判定ができるのではない。

(4)

写真 16, 17 について, 再審公判で, 鈴木 「はっきりとは分からないですね」,「なかな か判定しにくい」と(鈴木 118~119〔証人尋 問調書118項~119項の意。以下,同じ〕), 本田克也筑波大学教授(以下,本田教授)は, 「(写真16の) 泳動は完全な失敗ですね。こ れでは判定不能」、「(写真17)もやり直し。 (一致と鑑定することは) 絶対にできないで す。百パーセント無理」と証言し(本 田 171~172、177、183)、福島弘文科警研所 長(以下,福島所長)も,写真16につい て、123マーカーが二重三重に泳動されてい て基準とならず、電気泳動として失敗である こと、写真17について、問題の上位バンド が不鮮明であること、写真 16、写真 17 につ いて,バンドが太く,歪み,両端から角状の ものが出ていて、かつて信州大学で「失敗例」 と呼んでいたものと同一であることを認めた (福島 139~140, 407~419)。

福島所長が写真16,17による型判定を擁

護した理由は、バンドの位置は電気泳動写真によってではなく、そのネガフィルムを対象にデンシトグラムを用いて判定したと考えられるから誤りはないというものである(福島 141)。しかし、肝心のネガフィルムは存在しなかった(福島 151~152)。

(5)

警察庁報告書は、この点に関し、一般論として、「型判定の基となる塩基数は、電気泳動の結果を撮影した写真を基に、DNAバンドが移動した位置から算出されるが、目視により測定するのではなく、写真のネガフィルムを画像解析装置に取り込み、ソフトウエアによりバンドの濃度がピークに達する点を移動した位置として測定するといった先進的な方法が導入されていた。/こうしたことから、当時のMCT118型検査法の信頼性は認められると考えられる」(34頁)としている。

問題は、その対象となる電気泳動結果を示すネガフィルムが実際にはどのようなものであり、それによって正しい型判定ができたのかである。ところが、そのネガフィルムが存在しない以上、科学的な検証は不可能である。ネガフィルムが存在しない理由について、警察庁報告書は言及していないが、それが故意によるものではないと断定できる根拠もない。

(6)

そして, 再審無罪判決は, 「当審における 各証人らは、・・・・・ 本件 DNA 型鑑定の鑑定 書添付の電気泳動写真に関し、・・・・・その 不鮮明さを指摘し、異同識別の判定について 疑問を投げかけている。 ・・・・・ これらの証 言は,・・・・・・異同識別の判定の過程に相当 程度の疑問を抱かせるに十分なものであると いうべきである」と判示し、「当審で新たに 取り調べられた関係各証拠を踏まえると、本 件 DNA 型鑑定が、前記最高裁判所決定にい う『具体的な実施の方法も、その技術を習得 した者により、科学的に信頼される方法で行 われた』と認めるにはなお疑いが残るといわ ざるを得ない」として、科警研鑑定を証拠か ら排除した(このことは警察庁報告書40~41 頁でも紹介されている)。

菅家氏と犯人の MCT118 型が一致すると

いう科警研鑑定の「異同識別の判定」自体に 「相当程度の疑問」が生じているのである。

(7)

ところが、警察庁報告書は、再審無罪判決 が科警研鑑定の証拠能力を否定したことを紹 介したのち(41頁)、「原鑑定については、第1 審及び控訴審において、複数回にわたり原鑑 定人が証人尋問を受け、弁護人から原鑑定書 に添付された電気泳動写真が不鮮明であるこ と等を理由にその証拠能力等が争われた結 果、第1審、控訴審及び上告審においてそれ ぞれその証拠能力等が認められるとともに, 第1審判決が確定したものではあるが、本件 のように、判決確定後も改めて鑑定の証拠能 力等が問われる事態があり得ることも想定し て、鑑定に際しては、鑑定記録を適切に保管 すべきであった」(41 頁) とし,「判決確定 後も改めて証拠能力等が問われる事態」と なったが、「鑑定記録を適切に保管」してい なかったために, 証拠能力が否定されたかの ように「総括」(40頁) している。

確かに、科警研鑑定の証拠能力は、確定審でも厳しく争われ、最高裁も(さらには再審請求審も)これを認めた。しかも、科警研鑑定の証拠価値(証明力)も、確定審および再審請求審では高く評価された。

そこで、再審無罪判決は、科警研鑑定の証拠能力はもとより、(菅家氏と犯人のMCT118型は一致するという)その証拠価値は認めたうえで、鈴木教授のDNA鑑定(警察庁報告書にいわゆる甲鑑定。以下、鈴木鑑定)によって、MCT118型以外のDNA型は一致しないことが判明したので、菅家氏は犯人ではなく無罪と判断することも可能だった。

しかし,再審無罪判決は,科警研鑑定の証拠能力を否定し,刑事裁判の証拠たり得ない と判断したのである。

警察庁報告書が「総括」したように、判決確定後も「鑑定記録を適切に保管」していなかったから、科警研鑑定の証拠能力が否定されたのではない。「異同識別の判定」自体に「相当程度の疑問」があったために、その証拠能力が否定されたのである。

(8)

なお、科学的証拠の証拠能力に関し、福島所長は、アメリカ法にいうドーバート (Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc., 113 S. Ct. 2786 (1993)) すなわち「信頼性の基準」ではなく ¹⁸⁾、フライ (Frye v. United States, 364 U.S. 206 (1960)) すなわち「一般的承認の基準」に賛同していたこと ¹⁹⁾も重要である。

私は、素人である国民が刑事裁判に参加する裁判員裁判時代にはなおさら、刑事裁判で用いることができる科学的証拠は、「専門分野で一般的な承認を得ていること」という保守的な基準を要件とすべきであると考えているが²⁰⁾、かかる基準を採用するか否かは別として、科警研鑑定は、本件当時、専門分野で一般的な承認を得たとは到底言えなかった。

警察庁報告書は、この問題について、「当時のMCT118型検査法は、科警研において、平成元年に、微量な資料でも鑑定できる犯罪捜査向けの方法として確立、実用化したものであり、現在のように、市販のキットを用いて世界的にも共通の試薬・手法により検査が行われるような段階にはなかった。/しかしながら、新たに開発した鑑定手法を導入する際には、あらかじめその手法や有効性については専門家の評価を受けて学術雑誌に掲載されることによってその科学的正確性を一般に示すという方法が採られており、本検査法に

ついても、原鑑定前には学術雑誌に掲載され、一般的な手順を踏んで実施しており、これを鑑定に用いることに問題はなかったと考えられる」(33~34 頁)としている。

しかし、福島所長は、1992年12月のDNA 多型研究会で、科警研の笠井賢太郎技官に対して「科警研の電気泳動によるMCT118型の型判定には問題があるので、今のところはやめておいて、電気泳動を行わない HLADQ α だけにするほうがいいのではないか」と発言し(福島 378)、そのことを指摘した論文 21 を本田教授とともに公表した(福島 379)。

さすがに福島所長を長とする科警研の検証 委員会も、上記の事実そのものは検討結果 (別添1)に記さざるを得なかった(同5頁)。 そして、水口意見書、玉木意見書は、異口 同音に*科警研鑑定の方法にはそれ自体とし て問題があったのではないかと指摘してい

*水口意見書 15~16 頁「私たちは 123 塩基ラダーを用いた計測による方法に再現性がないのではないかということは、1992 年 10 月の学会においても発表の際指摘している。

・・・・・新しい研究成果を実際の鑑定に応用するなら間違いをなくすために、できる限り想像力を働かせて考えうる手段はとるべきである。・・・・・

このような状況下で、鑑定結果は人が事件 に関連するか否かの判定に使われるのである から、誤りがあることは何としても避けよう とすべきであり、鑑定人が不安を残さない最

る。

¹⁸⁾ ドーバート判決の意義について, 井上正仁「科学的証拠の証拠能力(1)(2)」研修 560 号 3 頁, 562 号 (1994) 6 頁参照。

¹⁹⁾ 福島弘文『DNA 鑑定のはなし』(裳華房、2003) はじめにiv頁「DNA 鑑定 \cdots の技術はすでに学会で正当な評価を受けたものでなければなりません(フライ基準、1 章 2 節を参照)。

同8頁 (1章2節)「ノート3:フライ基準/1922年にフライ (Frye)という被告の刑事事件で、ポリグラフ (う そ発見機)の検査結果を裁判において取りあげるか否かについての論争が行われました。その結果、新しい知見や技術が裁判において審議されるためには、専門家が実施しただけではなく学会で正当な評価を受け、しかも分析者も客観的な評価を受けていなければならないというものでした。当時ポリグラフは分析法が学会の承認を受けていなかったことや分析者の資格などから裁判の証拠資料としては排除されてしまいました。/アメリカの裁判における DNA 鑑定の導入に関しては 1986 年から 1988 年にかけて DNA 鑑定の信憑性、鑑定方法、分析者の資格、鑑定の記録と結果などについて徹底的な討論が行われました。したがって今日の DNA 鑑定はフライ基準を満たした内容となっていることは言うまでもありません」。

²⁰⁾ なお、ジム・ドワイヤーほか前掲1『無実を探せ!』182頁は、フライ基準は厳格な信頼性の判断を怠らせる危険性があるとして、「連邦判事が科学的と称する証拠に対して門番 (gate-keeper) の役を務めなければならない」としたドーバート基準をむしろ評価する。

²¹⁾ 本田克也ほか「各種 VNTR プライマーを用いた AMPFLP の検討」三沢章吾,原田勝二編『DNA 多型研究の新しい展開』175 頁(文光堂,1993)。

終結果として提出すべきである。・・・・・本件のような DNA 検査が、当時新しい方法であるから鑑定に応用するのが、時期が早すぎたから行うべきではなかったという考えは納得できない。法医学事例は様々で、従来の方法では応用できないケースもあり、その解決のために新しい検査方法が応用されてきている例は他にもあるし、新しい検査法を使うことも当然のことである。但し、新しい方法の内容は十分検証されなければならない。・・・・・・

玉木意見書 5 頁「実務応用ができる検査は、同じ資料を同じ方法で分析すれば、誰が行っても同じ結果が得られ、同じ解釈ができることが大原則である。・・・・・MCT118 型検査の実用化をはたした研究員の熱意は高く評価できる。しかし、結果的には MCT118 型検査で世界をリードしてきた誇りと自信が、当時のメディアに扇動された DNA 検査に対する性急で過剰な期待に増幅されて、最後の詰めがやや甘い状態のまま、実務応用に踏み切ってしまったことは否めない。その一端がアレリック・ラダーではない 123 塩基ラダーの採用であり、少人数のアリル頻度調査であろうし。

要するに、科警研鑑定の証拠能力が否定された理由に関する警察庁報告書の検証は、不 十分と言わざるを得ない。

(9)

もっとも問題なのは、科警研鑑定が犯人の MCT118 型を 123 マーカーで 16-26 (アレリック・マーカーで 18-29, 30, 31^{22}) と判定したのに対し、本田教授の鑑定(警察庁報告書にいわゆる乙鑑定。以下、本田鑑定)が犯人の MCT118 型は 18-24 と判定したことに関する警察庁報告書の検証結果である。

警察庁報告書は、この点について、弁護人が、再審公判で、被害女児(真実ちゃん)の MCT118型は18-31、母親は30-31であることから、科警研鑑定は被害女児(または母親)のDNAをPCR増幅し、そのMCT118型(18-31)と菅家氏のMCT118型(18-29)を123マーカーで同じ16-26と判定したのではないかと主張したことを紹介したうえで、「この

点について、原鑑定では、半袖下着の精液付着部分から DNA を抽出・精製した上で検査が実施されており、科警研としては、精子のDNA 型が検出されることはないと考えている。/また、仮に、精子のDNA のほかに、X ちゃん又は X ちゃんの母親のみの DNA 型が検出されることはないと考えている。/また、仮に、精子のDNA のほかに、X ちゃん又は X ちゃんの母親の DNA が同時に増幅され、18-31 型や30-31 型が混合していたとすれば、MCT118 型検査においては、30 センチメートルという長いゲルを使用し、分離能力が高かったことから、精子の DNA バンドのほかに、少なくとも31 型となる DNA バンドが分離して観察されなければならないと考えている」(39頁)としている。

要するに、科警研は、123 マーカーで 16-26 と判定された半袖下着から抽出された DNA は、被害女児や母親のものではあり得ず、犯人のものであると今なお主張しているのである。

そうだとすると、菅家氏のMCT118型の18-29は123マーカーでは16-26と判定されるから、科警研は、菅家氏と犯人のMCT118型は123マーカーでは同じ16-26で、科警研鑑定は誤っていないと主張していることになる。

しかし、本田鑑定は、犯人のMCT118型を18-24と判定した。18-24は123マーカーでは16-21で、16-26と判定されることはあり得ない。本田鑑定によれば、科警研鑑定は、犯人以外のDNAを抽出して、そのMCT118部位を増幅(PCR=Polymerase Chain Reaction、DNA合成酵素連鎖反応)し、これと菅家氏のMCT118型を比較して、同一と判定したことになる。

この問題について、科警研は、本田鑑定が MCT118型が18-24のDNAを抽出したこと 自体は認めながら、「女性由来の型が混合している可能性が考えられる」(38頁)とか、本田鑑定に添付されたチャートからは異なる

²²⁾ 警察庁報告書は、本文では、最近の科警研の実験結果では 123 マーカーの 26 はアレリック・マーカーの 29,30 に相当するとし (35 頁)、注では、科警研鑑定の鑑定人は、123 マーカーの 26 は、30 になる可能性が高いが、29 または 31 になる可能性もある旨証言したことを紹介している (35 頁注 40)。

タイプの 24 を持つ 2 人の DNA が「混在していることが確認できるため、少なくとも 2 人の DNA が混合していると考えている」(38 頁)と批判している。

科警研は、本田鑑定が犯人以外の DNA を抽出したというのである。

(10)

ところで、科警研は、本田鑑定が半袖下着から抽出した DNA の MCT118 型の鑑定を試み、その結果が 18-24 だったことに驚愕し、検察官を通じて、被害女児(真実ちゃん)の母親から被害女児の臍の緒と母親の口腔粘膜の提供を受け、その MCT118 型を鑑定した。

科警研は、本田鑑定の18-24 は被害女児または母親のDNA を抽出したのではないかと考えたのである。しかし、検察官は、弁護人が被害女児や母親のMCT118 型鑑定の結果を開示するよう求めても、明らかにしようとしなかった。

警察庁報告書が被害女児と母親のMCT 118型をそれぞれ18-31,30-31と明示したうえで論じているのは(39頁),福島所長が反対尋問で図らずも被害女児と母親のMCT 118型を知っていることを暴露し、被害女児が18-31,母親が30-31であることを認めた(福島353~355)からにすぎない。

半袖下着には、犯人の精液のほか、被害女児の皮膚細胞(場合によっては母親の皮膚細胞)が付着していた。そうであるのに、科警研鑑定は、膣液の付着がないから精液のみが付着しているものとして鑑定し、最初に精子以外の細胞を除去して行う二段階抽出法を用いなかった。科警研鑑定が二段階抽出法を用いなかったことは、科警研の検証結果(別添1-2頁)も認めている。二段階抽出法は混合資料を対象としたDNA鑑定の基本であって(このことは福島所長も認めた〔福島 685〕),要するに、科警研鑑定は、被害女児のDNAを抽出する可能性を念頭に置かない実に危険なものだったのである。

したがって、科警研鑑定は、誤って被害女児の DNA を抽出し、これと菅家氏の DNA を比較して鑑定した可能性を否定することは絶対にできない。科警研は、当時の科警研の検出感度が低かったことから、被害女児の

DNA が抽出されることはないと主張している (別添 1-2 頁)。しかし、被害女児が殺害される直前に大量の皮膚細胞が半袖下着に付着したことは十分に想定できるのであって(被害女児は死の直前に激しくもがいたはずである)、半袖下着に付着した被害女児の皮膚細胞の量と質が分からないまま、抽出された DNA は精子由来のものであるという科警研の見解は、明らかに非科学的である。

他方,本田鑑定は、男性由来のDNAは1種類しか抽出していないのであり、そのY-STRの6つのローカスは鈴木鑑定と一致しているから、再審開始決定が判示したように、「鈴木鑑定及び本田鑑定により抽出された各男性DNAは、両鑑定に共通するY染色体の6STRの型がいずれも一致したため、同一人のものであることが推定される」(6頁)のである。しかし、警察庁報告書は、再審開始決定に言及しながら、何故か、再審開始決定の重要なこの判示を引用していない(18頁)。

(11)

また、科警研が、本田鑑定に添付された チャートからは異なるタイプの24を持つ2 人のDNAが混合していることが「確認でき る」という根拠は、福島所長が再審公判で言 及した英文論文 (Chunyan Liu et al., *D1S80* subtyping by PCR- RFLP: new nomenclature and further characterization, LEGAL MEDICINE, 210-216, (1999)。以下、劉論文)である。

ところが、警察庁報告書に引用されたこの点に関する科警研の見解とは「再審公判において科警研所長が証言しているとおり、科警研としては、これまでの研究により、24型には、繰り返し数が同じであっても、その塩基配列が異なる2つのタイプがあり、乙鑑定書に添付されている、検出されたDNAバンドの塩基配列を示すチャートに、これらが混在していることが確認できるため、少なくとも2人のDNAが混合していると考えている」(38頁)というものであって(念のためこれが全文である)、肝心の劉論文は引用されておらず、本田鑑定のMCT118型鑑定が2人のDNAの混合資料を対象としたという根拠を具体的に示していない。

しかし、弁護人が再審公判で指摘したように、この点こそが本田鑑定に対する科警研のもっとも「科学的」な批判であって、劉論文にいわゆる異なるタイプの24の11か所の変異部位と本田鑑定のチャート図(図3)の二重線の部位が合致していれば、本田鑑定の信用性は完全に否定されるのである。ところが、そもそも本田鑑定のチャート図の二重線が劉論文の11か所と合致しているという事実はない(このことは、再審公判の弁論で具体的に指摘した)。福島所長の証言は明らかに偽証なのである。そこで、弁護人は、再審公判の弁論で、福島所長を偽証罪で告発することも考えていることを明らかにした。

要するに、この問題は、本田鑑定に対する科警研のもっとも根本的な批判であるはずなのに、そもそも科警研の2009年6月11日付け科警研意見書²³⁾に触れられておらず、福島所長の思い付きの域を出ないものだったが、警察庁報告書に引用された科警研の見解が上記のような曖昧なものだったことによって、弁護人の指摘の正しさが裏付けられたと言うべきである。

念のため,仮に福島所長の証言が正しいとすると,半袖下着には異なるタイプの 24 を持つ 2 人の 18 DNA が付着していることになる。その組合せは,18 24 と 18 24',18 18 と 18 24' など様々なものがあり得るが,しかし,そのうちの 18 24 または 18 24' が犯人の MCT118 型ではないという保証はどこにもない。つまり,福島証言は,犯人の MCT118 型が 18 24 (または 18 24') である可能性を完全に否定したものではないのである。

(12)

確認しておく必要があるが、再審開始決定 も、再審無罪判決も、本田鑑定の信用性を否 定しなかった。警察庁報告書は、再審開始決 定が本田鑑定の「信用性については判断する までもなく」としたことについては言及しな がら(18 頁)、再審無罪判決が本田鑑定の信 用性について言及しなかったことについては 触れていない(40~41頁)。しかし、最高検報告書は、「(他方、乙教授による DNA 型鑑定の信用性については言及されていない)」と明記している(同11頁)。要するに、本田鑑定は、科警研が即時抗告審と再審公判で激しくその信用性を争ったのに、未だに無傷のままなのである。

一方,科警研鑑定は,再審無罪判決によって,その証拠能力が明確に否定され,警察庁報告書もこのことを率直に認めざるを得なかった(41頁)。

そうだとすれば、科警研が、今なお自らの 鑑定結果が正しく、本田鑑定は誤っていると 主張するのであれば、半袖下着を対象とした 犯人の MCT118 型鑑定を行うしかない。

科警研によれば、本田鑑定は犯人の精子が付着していない部位を対象に鑑定したのであるから、本田鑑定が用いた「左半分の半袖下着」には犯人の精子が手付かずのまま残っていることになる。

科警研による DNA 鑑定は、菅家氏の逮捕 後、菅家氏の血液のみを対象としても行われ た。そのときは何故か半袖下着は対象資料と されなかった。弁護人は、当時の科警研には 半袖下着から精子の DNA を抽出する技量が なく自信がなかったためではないかと想像し ているが、それは措くとして、このことにつ いて、警察庁報告書には、「科警研としては、 仮に, 菅家氏の血液と半袖下着の精液につい て同一ゲル上での電気泳動が可能であったな らば、菅家氏と半袖下着の DNA 型が同一で あったか否かについての直接的な証明となっ たものと考えている」(36頁注43)とある。 まさか負け惜しみを述べているのではないだ ろうが、しかし、123マーカーによる電気泳 動で同一と判定されたとしても、アレリッ ク・マーカーで29と30のように同一でない ことがあり得ることを科警研も既に承認して いるのである。123マーカーによる鑑定で「同 一」と判定されることに何の意味もないこと が科警研に分からないはずがない。

菅家氏の MCT118 型が 18-29 であることが

²³⁾ 警察庁報告書33頁で言及されている本田鑑定に対する科警研の「意見書」である。

確定している以上、求められているのは、アレリック・マーカーによる半袖下着の精液のMCT118型鑑定であって、それ以外ではない。

科警研が行わなくてはならない検証とは、「アレリック・マーカーまたはダイレクト・シークエンス法による半袖下着を対象としたMCT118型鑑定」であることは、誰の目にも明らかである。

玉木意見書は、「MCT118型検査は現在も科警研で検査できる」と明記し(4頁)、「鑑定において不具合のある方法を用いたことを自ら認めているのであれば、鑑定人の責任において、その鑑定の再検討をすることは至極当然であろう」(10頁)と指摘し、さらに「私が最も憂慮に堪えなかったのは、鑑定書や鑑定ではなく、鑑定検討書の内容とその検討姿勢であった」(13頁)と科警研の現在の姿勢を厳しく批判した。

科警研は、玉木意見書のこの批判に対しまともに答えていないが(別添4「水口清教授及び玉木敬二教授の意見書に対する補足説明」参照)、科警研には「アレリック・マーカーまたはダイレクト・シークエンス法による半袖下着を対象とした MCT118 型鑑定」を行う自信がないのだろうか。

科警研鑑定の証拠能力が否定されたことに よって、科警研の名声は地に落ちているので ある。

「文科系」の警察庁が、「理科系」の科警研を適切にコントロールするためにも、警察庁は科警研に半袖下着を対象とした MCT118型鑑定を行い検査データとともに結果を公表するよう命ずべきである²⁴。

本田鑑定が正しいのか,科警研鑑定が正しいのかの科学的な検証は,それ以外にはない。

(1.3)

ところで、警察庁報告書は、何故かまった く言及していないが、菅家氏に対する控訴審 判決が下されて間もなくの96年7月7日、 足利市と境を接する群馬県太田市のパチンコ 店から横山ゆかりちゃんが行方不明となる事件(以下,ゆかりちゃん事件)が発生した。

そして、行方不明になる直前のゆかりちゃんと犯人らしき人物の容貌と風体がパチンコ店に設置された防犯カメラに残された。

「防犯カメラ」の有効性については、警察 庁報告書も、「6 足利事件以降の捜査手法等 の改善」として言及している(45~46頁)。

さらに、警察庁報告書は、本件捜査の問題 点として、真実ちゃんと思われる子連れの男 に関する2件の「有力な」目撃情報について 「信用性は高いと考えられる」(24頁)とし ている。

そして、日本テレビが報ずるところによれば、うち1件の女性の目撃者は、ゆかりちゃん事件の防犯ビデオに残された犯人の映像は真実ちゃんの手を引いて児童公園付近を渡良瀬川方向に歩いていった人物によく似ていると証言した。

つまり、真実ちゃん事件の犯人とゆかり ちゃん事件の犯人は同一人物である可能性が ある。

そうだとすれば、ゆかりちゃん事件の犯人を検挙するためにも、半袖下着に付着した精液の MCT118 型を含む DNA 型が何かを確定しておく必要がある。

ゆかりちゃん事件の被疑者が逮捕され、余罪として本件が問題となり、被疑者のMCT118型が18-24だったとき、警察庁はどうするつもりか。

(14)

警察庁報告書は、DNA型データベースの 活用について言及している (45,56頁)。

そして、「7 今後の再発防止方策~捜査、 取調べの高度化」の「(3) より客観的証拠に 依拠した捜査力の向上」では「イ DNA型 データベースの更なる効果的活用」と題し て、「足利事件、Yちゃん事件及びZちゃん 事件は、いずれも幼女を対象とした異常者に よる犯罪であると判断され、このような犯罪

²⁴⁾ その前提として、半袖下着を-80℃の超低温で保存しておく必要があるが、果たしてそのような科学的措置 が講じられているのだろうか。

の場合には、一般的に、犯人に余罪がある可能性がある」(56頁)とまで記している。

しかし、本件の DNA 再鑑定の結果に基づいて、 DNA 型データベースにアクセスしたのか否か、その結果はどのようなものだったかについては、 警察庁報告書に何ひとつ記されていない。

公訴提起の可能性が残されているゆかり ちゃん事件が未解決であるから、「DNA型 データベースの効果的活用」を説く以上、こ の点に関する言及がないのは、明らかに不自 然である。

なお、「本件のDNA再鑑定の結果」には、 むろん鈴木鑑定と6つのローカスで一致した 本田鑑定の結果も含まれる。したがって、鈴 木鑑定と本田鑑定を統合したDNA型の人物 がDNA型データベースに登録されており、 その人物が小児性愛者だとすれば、本田鑑定 の信用性は飛躍的に高まり、MCT118型に関 する上記の議論についても決着を付けること が可能となる。

その意味でも本件の DNA 再鑑定の結果に 基づいて DNA 型データベースにアクセスし た結果の公表が不可欠なのである。

(15)

警察庁報告書は、科警研鑑定に出現頻度を記載したことについて、日本人 190 人のデータから 1000 人に 1.2 人程度と算出されたが、957 人のデータでは 1000 人に 5.4 人程度となったことを紹介し、「科警研としては、当時、血液型検査においても同様にその出現頻度を鑑定書に記載していたが、原鑑定書に記載の MCT118 型の出現頻度データは学術雑誌に受諾されたものではなく内部データであって、算出に使用されたサンプル数も十分

な頻度分布を得るには不十分と考えられることから、この数字が参考程度のものであることを明確に示すべきであったとしている」(39~40頁)と記している。

出現頻度の問題は、私がかねてから指摘してきたことであるが ²⁵⁾、出現頻度の議論の前提は、型判定が正しいことである。しかし、今やその前提に疑問が生じているのである。

また、「参考程度で出すべきだった」とは、 再審公判での福島所長の証言である(福島745)。しかし、その意味は、科警研鑑定が123マーカーを用いたために「異なるものを同一型と判定する可能性を秘めていた」のに、その自覚がないまま実用化されたことを指しているのであって、鑑定書に出現頻度を書いたことではない。

1000人に約1.2人という出現頻度が足利市内に同じ血液型とMCT118型の男性が約100人存在することを意味し、決定的なものでないことは、それ自体に明らかだからである(最高検報告書14頁もそう指摘している)。それを決定的な証拠であるかのように受け取ったのは、警察官、検察官、裁判官(十一審弁護人)であって、科警研の責任ではない。

(16)

最後に、強調しなくてはならないが、警察 庁報告書には、誤った DNA 鑑定によって無 実の者が有罪とされ、17 年半後に正しい DNA 鑑定によって無実が証明されたことの 深刻な反省が欠けている。

人を DNA 鑑定によって有罪としようとする以上, DNA 鑑定が肉眼では見ることができないミクロの鑑定であり、かつ、日進月歩

²⁵⁾ 佐藤博史「DNA 鑑定と刑事弁護」法律時報 65 巻 2 号 54 頁, 58 頁 (1993), 同「DNA 鑑定に惑わされ,自白の吟味を怠った」季刊刑事弁護 2 号 68 頁 (1995),同「足利事件と DNA 鑑定 最高裁への再鑑定請求」季刊刑事弁護 13 号 102 頁, 103 頁 (1998)

もはや重要な問題ではないが、上告趣意書で指摘したように(最判 54 巻 6 号 656 頁参照)、科学警察研究所法科学的 DNA 型判定法に関する技術作業グループ「日本人における MCT118 型及び HLADQ α 型の出現頻度の再評価と他の民族集団データとの比較」科警研報告 48 巻 4 号 171 頁(1995 年)の 3251 人のデータベースによると、B 型の分泌型で 16-26 の出現頻度は、1000 人に 6.23 人と算出され、科警研鑑定の出現頻度(1000 人に 1.2 人)の約 5.193 倍にもなり、足利市の男性人口では約 516 人にのぼることになった。

警察庁報告書は1000人の5.4人までしか紹介していないが(40頁)(最高検報告書も同様である(同13頁)), その理由は不明である。

の技術であることに照らすと、再鑑定が保証されたもののみに証拠能力を認めるべきである 26 。

これこそが DNA 鑑定が冤罪の最大の原因 である足利事件の教訓と言うべきである。

DNA鑑定, さらには広く科学的証拠の暴走を食い止めるためには何が必要なのか。科学的証拠における「再鑑定の保証」しかないことは、自明ではないか。

そして、水口意見書や玉木意見書には、再鑑定の重要性が説かれているのに*,警察庁報告書の本文には、残念ながらこの点に関する論述自体がない(57頁参照。なお,42頁参照)。

*水口意見書16頁「本件のようなDNA鑑 定に際し、誤りを避ける方法としては、(1) 難しいケースは別の機関で再鑑定を行っても らうという考えもある。 ・・・・・・ (2) ・・・・・・ 裁判証拠として提出された鑑定結果に対し, 審議の場で専門家(検察側でも弁護側でもな い) による検証を受ける必要がある。・・・・・・ (3) DNA 鑑定の場合、現在の鑑定でも、必 ずすべての生データを残しておく必要があ る。・・・・・・真実を判断しようとするために、 専門家による検証が入れば誤解を避けるため に提示を避けるといった動きはする必要がな くなっていく。さらに、内容も十分な説明が 必要となり, 自分の方法の欠点を示した上で その結論を出さざるをえなくなる。自分の方 法の欠点を示せないようでは正しい判定はで きない。(4) 回収した DNA, 対象者の DNA などは当然保存すべきであり, 再鑑定を常に 意識すべきである。もちろん資料のすべてを 用いなければ検査できなかったり, 再現検査 をできない様なケースも当然あり、このよう な場合はケースごとに綿密な打ち合わせのも と検査を進めていかなければならない。ま た、技術の進歩と情報量の増加・拡大によ り、過去明らかにできなかった資料から新た な事実が浮かび上がることがある。このよう な検査を時機を見て検査することができるよ うなシステムがあることが望ましい。」

玉木意見書 10 頁「鑑定において不具合の ある方法を用いたことを自ら認めているので あれば、鑑定人の責任において、その鑑定の 再検討をすることは至極当然であろう。

警察庁報告書は、取調べに関しては、捜査を指揮すべき捜査主任官が取調べに当たったために、他の捜査員がその信用性に疑問を呈することが難しくなったことを「問題点」として掲げている(22頁)。自浄機能を失ったシステムは暴走を止めることができないのである。

そうであるならなおさら、玉木意見書が厳しく指摘するように、科警研については、「鑑識組織の運営形態などを含め」「わが国の科学捜査のあり方について、今一度、見つめ直す」べき「機会がおとずれた」(14頁)と言うべきである。

警察庁報告書は、科警研にはもはや自浄機能がないことを見事に示したものなのである²⁷⁾。

(17)

このことに関連して思い起こすのが、 DNA 多型学会が DNA 鑑定に関する学会と しての指針を策定しようとした際、科警研の 委員(当初は瀬田季茂氏,のちに佐藤元氏) が「再鑑定の保証」について激しく抵抗した ことである。

同じく委員²⁸⁾ だった私と谷村正太郎弁護士は、科警研と対峙し、「再鑑定の保証」の 重要性を強く主張した。

その経過の詳細は、「DNA鑑定についての 指針(1997年)決定までの経過-再鑑定の 保証をめぐって」(日弁連人権擁護委員会編 『DNA鑑定と刑事弁護』〔現代人文社、1998 年〕228 頁以下)を参照されたいが²⁹⁾、私 は「再鑑定を軽視ないし敵視する科警研の態

²⁶⁾ 佐藤博史「DNA 鑑定と新しい冤罪」自正 47 巻 9 号 63 頁, 68 頁 (1996), 同「DNA 鑑定と伝聞法則―ことに再鑑定の保証との関連で」現代刑事法 16 号 30 頁 (2000)。

²⁷⁾ 憂慮に堪えないのは、法医学会に科警研(鑑定)の誤りを正す動きがみられないことである。皮肉にも本年度の法医学会総会は、科警研が主催して開催された(2010年6月23~25日)。しかし、DNA鑑定は何故か議論の対象から外された。

²⁸⁾ 当時信州大学教授だった福島所長も委員の1人だったが、当然のことながら、福島所長も当時は「再鑑定の保証」の重要性を認めていた。

²⁹⁾ 簡略なものとして、佐藤博史「DNA 鑑定についての指針 (1997年) 決定」季刊刑事弁護 13 号 187頁 (1998)。

度が、この間の主張に、極めて露骨に表明されている」(同 233 頁) と総括せざるを得なかった。検討委員会も「主として微量な資料を用いる際の再鑑定の保証をどこまで求めるかをめぐって調整が難航した」と経過を報告している(同 245 頁)。

原案の「検査の再現性の保証 DNA鑑定に用いる手法は、学問的に確立されたもので、少なくとも二ヵ所以上の独立した機関で実施できるものであるべきである。また、DNA資料あるいは DNA未抽出の証拠資料は再検査の可能性を考慮して保存されるべきである」(同 229 頁)は、科警研の抵抗によって、最終的に「再鑑定への配慮 ・・・・・再度採取ができない資料の場合には、可能な限り再鑑定の可能性を考慮して DNA未抽出の資料の一部が保存されることが望ましい」(同 242 頁)に後退させられた。

「指針決定に至る経過」は、「DNA鑑定に関する技術は急速に進歩しており、近い将来この指針は適切に改定されていくべきものであることを示すため、指針に(1997年)を付した」と説明しているが(同245頁)、その後、DNA多型学会が、指針の見直しを検討したことはない。

しかし、わが国の最高水準の鑑定機関であるべき科警研の鑑定の証拠能力が裁判所によって否定されるという深刻な事態を招いた以上、今一度 DNA 鑑定のあり方について学会レベルで議論されるべきである。

そして,「再鑑定の保証」の重要性を説い た新しい指針が定められる必要がある。

3 取調べの検証

(1)

取調べの検証について、警察庁報告書は、「取調べに当たっては、予断を排し、あくまで真実の発見を目標として行わなければならないところ、自白のみを求める姿勢で任意同行や取調べを行ったことは誠に不適切であった」(19頁)としている。

まさしく,取調べの目的は,自白ではなく, 真実の供述を得ることにある。

したがって, ことに被疑者が否認した場合

には、虚心にその供述に耳を傾ける必要がある。

ところが、警察庁報告書は、『任意同行及 び取調べ等に従事した捜査幹部や捜査員は, 菅家氏の借家において、同氏に対しXちゃ んの写真を提示し、一方的に謝罪を求め、同 氏から知人の結婚式に出席予定があるとの申 出があったが、同氏を説得し、任意同行した。 また、任意取調べにおいては、事件当日午後、 借家に行く前にスーパーに立ち寄り買物を し、その後は外出していないなどとして犯行 を否認する同氏に対し、その買物に関する裏 付け捜査を行うことなく、「真面目にならな ければだめだ。本当のことを言ってくれ。」 などと繰り返し、また、精液等の証拠がある 旨告げて取り調べ、これに抗しきれなくなっ た同氏を虚偽自白に追い込んだものと認めら れた』(19頁。原文の「」を生かすため、外 括弧に『』を用いることがある),「それまで 警察の取調べを受けた経験がなく, 内向的, 非社交的で強く言われるとなかなか反論でき ない性格の同氏に対し、同氏の犯人性につい ての誤った先入観を強く持って取調べを行っ たことが、捜査員の意に沿う虚偽の供述を続 けさせた原因になった」(20頁)とし、より 具体的に「捜査員から積極的に事実を確認す る形での取調べをしたり, 捜査員が期待して いる供述が得られるまで繰り返し質問したり したことがうかがわれ,このことが,虚偽の 自白を引き出すことにつながった可能性は否 定できない」(21頁)としている。

取調官が、誘導しなくても、期待している 供述が得られるまで質問を繰り返すことは、 虚偽の自白を引き出す恐れがある。質問の繰 り返しは正解でないことを意味するから、被 疑者は異なる答えをするしかない。そして、 やがて「正解」に至る。しかし、そのとき取 調官は誘導したと思わず、被疑者も誘導され たと思わない。取調官も被疑者も気付かない 恐るべき「見えない誘導」がここにある。

菅家氏は、控訴審で「誘導されたことはない。答えは自分で考えた」と供述した。そこで、東京高裁は、「被告人は、原審段階のみならず、犯行自体を全面的に否認している当審においても、主任弁護人に対し、捜査官の

取調べの際に、誘導されたり、暗示を受けたことはない旨、はっきりと供述しているのであって、被告人を取り調べた捜査官らが、自白を得るために、被告人に対し殊更な、誘導、強制を加えた事跡は認められない」(東京高判平成8年5月9日高刑集49巻2号224頁)と判示した。

しかし、控訴審判決のかかる判示³⁰⁾ がいかに皮相的なものであるかに気付く必要がある。私が菅家氏から「誘導されたことはない」という供述を引き出したのは、むろん控訴審の裁判官には「見えない誘導」が理解されているものと思っていたためである。しかし、残念ながら、そうではなかった。裁判官にも供述心理学が教える「誘導」の怖さが分かっていなかったのである。

(2)

警察庁報告書は、菅家氏が本件起訴の前日の1991年12月20日に別件について取り調べられ、約35分後にいずれも自白し、その日の午後の取調べがテープ録音されたことを記している(15頁)。そして、「捜査員から積極的に事実を確認する形での取調べをしたり、捜査員が期待している供述が得られるまで繰り返し質問したりしたことがうかがわ

れ、このことが、虚偽の自白を引き出すこと につながった可能性は否定できない」(21頁) とした。

しかし、取調ベテープが検証作業で役立っ たことは何も触れていない。

しかし、まさに、12月20日の取調ベテープこそが、「捜査員が期待している供述が得られるまで繰り返し質問すると、やがて捜査員が期待するような答え(虚偽自白)が引き出される」ことを教える珠玉の証拠である。

ことに警察庁報告書が、「取調べ自体の在り方」の「高度化」(「適正化」ではない)を図る必要性を説き(54頁)、その際、心理学等の専門家の知見を活用すべきことを説いているからなおさらである(54、55頁 31)。

どのようにすれば、取調べによって、虚偽の自白ではなく、真実の供述を得ることができるのか。それを知るためには、1991年12月20日の警察の取調ベテープを心理学者の手に委ねる必要がある。

そこから何が分かるのかは今後の課題であるが,事件の概要が弁護人にも一部分かっている万弥ちゃん(Y ちゃん)事件 32 に関する取調べについて,気付く点を指摘すると,以下のとおりである 33 。

³⁰⁾ なお、警察庁報告書は、弁護人の主張を排斥した東京高裁の控訴審判決の判示を引用している (23 頁注 6~10)。しかし、控訴審判決が誤判であったことが判明している現在、控訴審判決を引用する場合はその趣旨を明らかにする必要がある。警察庁報告書がどのような趣旨で控訴審判決を引用したのか不明であるが、「供述と客観的事実及び裏付け捜査結果との符合性に関する評価の不徹底」(22 頁) を論じた本文との関連で引用されているので、控訴審判決の判示が正しいという趣旨でないことは分かる。しかし、そうであるのなら控訴審判決の誤った判示ではなく、弁護人の控訴趣意書で問題点の指摘がなされていたことを率直に記すべきものであろう。

³¹⁾ 警察庁報告書が浜田寿美男『自白の心理学』(岩波書店, 2001), Gisli Gudjonsson (庭山英雄他訳)『取調べ・自白・証言の心理学』The Psychology of INTERROGATIONS, CONFESSIONS AND TESTIMONY (酒井書店, 1994)を引用したことも見逃せない (21 頁注 4,54 頁注 68)。なお,「取調べの高度化」に関する書物としては, R・ブル=Rミルン (原聰編訳)『取調べの心理学 事実聴取のための捜査面接法』(北大路書房,2003)が必読である。なお, 原書の表題は、Investigative Interviewing, Psychology and Practiceで, 取調べをinterrogationではなくinterview と呼んでいることが重要である。イギリスでは Investigative Interview (取調べ)に関する書物が多数出版されている。ともあれ警察庁報告書が浜田寿美男氏やギスリー・グッドジョンソン氏の著作を援用していることは、評価に値する。

³²⁾ 万弥ちゃんは、1979年(本件の11年前)8月3日(金曜日)午後2時過ぎに、自宅近くの八雲神社前の路上で目撃されたのを最後に行方不明となり、1週間後の同月9日渡良瀬川の河川敷で、体をエビ状に曲げられ、ビニール袋に入れられ、さらにリュックに詰められ、足をはみ出した状態で発見された。8月3日の事件当日の夕方、八雲神社の周辺は、万弥ちゃんを捜す人々が数多くいた。

³³⁾ ただし、前掲注7の私の最高検と警察庁での講演に際して作成した2010年5月7日付「弁護人からみた警察庁の足利事件検証報告書」、「弁護人からみた最高検察庁の足利事件検証報告書」に取調ベテープの反訳文を引用したところ、刑訴法281条の4の開示証拠の目的外使用に該当する恐れがある旨の指摘を受け、この点を改めたものを作成せざるを得なかった。それが前掲注7に掲げた同月9日付のものである。しかし、足利事件の悲劇

- ① 警察官の取調べは、最初から威圧的で、菅家氏が自由に供述できる雰囲気ではなかった。
- ② 警察官による黙秘権の告知は、「話したくないことは話さなくてもいい」と形式的に告げてはいるが、「しかし、悪いことをしたのなら、本当のことを話してお詫びしなければならない」という訓戒がその直後に続いており、実質的に黙秘権の告知になっていない。
- ③ 警察官は、まず事件について「申し訳ない」と菅家氏に認めさせ、「犯人だから詫びたいのだな」と念を押し、菅家氏が自白せざるを得ない状態を作り出したのちに具体的な供述を求めている。
- ④ しかし、菅家氏は、必死に「自分がやったことではないが、実際に起きたことなので事実を話す」という趣旨で供述しているのに、警察官は、菅家氏が自分でやったことを供述していると思い込んでしまっている。
- ⑤ 菅家氏は、万弥ちゃん事件の季節を聞かれて、なかなか答えられず、「冬の終わりか、春ごろだと思う」と答え、無知を暴露している³⁴⁾のに、警察官は、そのことに気付かないばかりか、季節の問題をそれ以上追及せず、「で、(万弥ちゃんを連れ出した)時間は何時か」と犯行時刻に話題を切り替えている。
- ⑥ 万弥ちゃん事件は1979年8月3日(金曜日)に発生し、当時H保育園に勤めていた菅家氏の出勤日で、かつ、万弥ちゃんは午後2時すぎまで生存が確認されていたから、菅家氏に犯行が可能なのは、勤務終了後だった。そこで、警察官は、勤務の終了に言及して、菅家氏に「犯行時刻は勤務終了後だった」と自白させた。
- ⑦ しかし、当日の夕刻以降は、万弥ちゃんの行方が分からなくなったために、八雲神社の周辺は万弥ちゃんの家族や近所の住民が万弥ちゃんの名前を呼びながら探し回ってい

- て, 菅家氏が勤務終了後に神社の境内で万弥 ちゃんを見つけ犯行に及ぶことはあり得ない ことだった。
- ⑧ そこで、警察官は、菅家氏が昼食を食べるために保育園を抜け出す「昼休み」に言及したが、菅家氏は、誘導には乗らず、犯行時刻は勤務終了後だと言い続けた。
- ⑨ 警察官は、「ちゃんと覚えているのか。 昼間なら明るいぞ、夜になると暗くなるぞ」 と暗に菅家氏の供述を変えさせようとした が、菅家氏が供述を変えないので、警察官は、 「時間はいいよ」と言って、ここでも菅家氏 の「無知」が暴露されているのに、そのこと に気付かず、犯行の具体的な内容に話題を移 した
- ⑩ 菅家氏が万弥ちゃんを神社から「連れ出した」と供述していないのに、警察官は、神社から「連れ出した」ことを前提にした質問を繰り返したが、菅家氏が「神社の裏の木が生えている場所で、万弥ちゃんにいたずらしようとして抱きついたところ、万弥ちゃんが声を上げたので、首を絞めて殺した」と供述し、「連れ出した」とは供述しなかった。

そこで、警察官は、犯行時刻を再び「明るいとき」に誘導しようとしたが、菅家氏は、「暗かったと思う」と勤務終了後であると供述し続けた。

① 菅家氏は、勤務終了後に万弥ちゃんを 殺害したあと体を舐めるなどして、死体を運 ぼうとしたが、「運ぶ物」が手元になかった ので、福居町の借家に紐とビニール袋と鞄を 取りに行った、そして、その間万弥ちゃんの 死体を「神社の裏」に置いておいたと供述し た。

さらに、菅家氏は、現場に戻って、紐で万 弥ちゃんの死体を縛り、中が見えないビニー ル袋に入れ、さらに袋(リュックサック)に 入れて、自転車の後部座席に乗せ渡良瀬川の 河川敷まで運んで遺棄したと供述した。

しかし、前記⑦の理由から、菅家氏が勤務

を再び繰り返さないために、その教訓を真摯に学ぼうとすれば、かかる形式論が誤っていることは明白である。 取調ベテープをそのまま引用して論じることができる日の近いことを確信して、ここではこれ以上論じない。

³⁴⁾ 正解は真夏 (8月3日) である。菅家氏の無知が暴露されている。しかし、取調官は無実のサインに気付いていない。

終了後神社の裏で犯行に及ぶことも、神社の 裏に死体を置いておき、しばらくしてそこか ら自転車に乗せて運び出すことも、およそあ り得ないことだった。

② そこで、テープ録音は30分間中断され、中断後の取調べで、警察官は、菅家氏が供述する前に「万弥ちゃんを殺したのは、昼休みに保育園を抜け出して実家で昼食を食べた後だったんだな」、「万弥ちゃんを捨てたのは、夜だな」と、「昼休みに殺し、死体を捨てたのは夜」と強引に誘導し、菅家氏にいずれも「はい」と認めさせた。

言うまでもなく、テープ録音が中断されている間に、警察官は、菅家氏に自白が客観的に事実に合致しないことを説得したのではないかと思われる。

③ 菅家氏は昼休みのあと午後1時までに 保育園に戻っているので、万弥ちゃんの死体 を渡良瀬川に運ぶ時間的余裕はない。つま り、菅家氏は、死体をどこかに隠しておいて、 勤務終了後、死体を運び出すしかないが、死 体を隠しておいた場所が神社の裏であると、 勤務終了後には神社の周辺には万弥ちゃんの 家族らが万弥ちゃんを探し回っていたから、 そのようなことはあり得ない。

そこで、警察官は、そのことを指摘して「(死体を運び出すときに) 誰かと行き会わなかったのか」と聞いたが、菅家氏は、誰にも会わなかったと答えた。

以上である。

こうして、12月20日の菅家氏の自白は、犯行時刻がたとえ昼だったとしても、犯行場所が神社の裏であり、勤務終了後に神社の裏から万弥ちゃんの死体を運び出したとすれば、神社の周辺には万弥ちゃんを探し回る人が大勢いたから、菅家氏は誰かと行き会わなくてはならず、菅家氏の自白が虚偽であることは明白だった。

そこで、翌12月21日、警察官は、取調べ

を録音しないで、菅家氏を取り調べ、「万弥 ちゃんを殺したのは、神社の裏ではなく、万 弥ちゃんを自転車に乗せて墓地の入口まで連 れて行き、手をつないで墓地まで歩いてゆ き、墓地で万弥ちゃんを殺し、墓地に死体を 置いておいた」という前日の自白を大幅に変 更する供述がなされ、供述調書が作成され た。

その結果、菅家氏が神社の周辺で誰かと行き会うニアミスを起こすことはなくなった。しかし、万弥ちゃんが午後2時すぎまでは生存が確認されていたこと³⁵⁾と決定的に矛盾したままだった。

本件起訴の3日後の1991年12月24日になされた万弥ちゃん事件による菅家氏の再逮捕は、以上のような矛盾に満ちた自白に基づいていたのである。

(3)

ここで、菅家氏の本件に関する自白に戻る。

警察庁報告書は、「捜査主任官の取調べによって自白を得たことから、捜査会議等において、他の捜査員がその信用性に疑問を呈することが難しくなったと認められる」(22頁)とし、かかる反省に立って、「捜査手法等の改善」(44頁)として、「捜査主任官が取調べ官を兼ねることは想定されないように」捜査主任官の職務を明確化したとしている(51~52頁)。

しかし、仮に、本件で捜査主任官以外の捜査官が菅家氏の取調べを行い、同様の取調べの結果、本件と同様の自白を得たと仮定して、捜査主任官が取調官から報告を受け、供述調書を閲読して、自白は虚偽であることを見破れたのかと言えば、そうではない。

取調官自身が気付かない「無実の徴表」を 供述調書に反映できるはずがない。12 月 20日のテープと調書を比較してみれば、そのこ とはすぐに分かる 36 。

³⁵⁾ そこで、警察官は、あろうことか、その目撃者 (N K) を呼び出して、「自分の勘違いだった」と供述を変えさせ、菅家氏が万弥ちゃんを(午後 1 時までの)昼休みに殺すことがあり得るように、事実の方が変更された。これは、もはや真実を求める捜査ではない。

³⁶⁾ 例えば、前掲注34でみた「季節」の問題は、調書には一切書かれておらず、テープを聴かなければ何も分からない。

要するに、供述を正しく評価するために は、供述をそのまま録音(できれば録画)す るしかない。

万弥ちゃん事件に関する菅家氏の自白が矛盾に満ちていること,矛盾が解消される方向で捜査官の誘導がなされることも,取調ベテープが残されていたからこそ判明したのである。供述調書だけから供述変遷の真の理由を知ることは,不可能に近い。

取調官は主観的に自白を真実だと思い込んでいても、取調官も気付かない誘導が虚偽自白を生み出すことを教えるのが12月20日の取調ベテープである。

(4)

注意を要するのは、いったん自白した被疑者の供述は、部分的にみると真実の自白のように思えることである。

しかし、無実の者が真実に合致する自白をするはずはない。その供述、特にその初期供述が録音されていれば、虚偽であることを見抜くことができるはずである。反対に、犯人であれば、捜査官が知らない事実を自ら進んで供述するに違いない。

これまで自白の信用性判断の基準として、「あらかじめ捜査官が知り得なかった事項で、捜査の結果、客観的な事実であると確認されたもの」、すなわち「秘密の暴露」が説かれてきた。警察庁報告書も、菅家氏の自白に秘密の暴露がなかったことを「秘密の暴露の不存在に関する評価の不徹底」として反省している(27頁)。

しかし、警察庁報告書は、同時に、「本件 のように、事件発生直後から現場における聞 き込み捜査や鑑識活動等徹底した初動捜査を 行った場合、相対的に捜査員が知り得ない秘 密性のある事項が少なくなることは当然であ り、自白に秘密の暴露が含まれていないことだけで直ちにその自白の信用性が低いとは言えない」と注記することも忘れていない(27頁)。

確かに,これまでそのように説かれてきた。つまり、捜査が徹底すればするほど秘密の暴露の対象となる事項は減るというのである。

しかし、改めて考えると、これは取調べの 可視化を念頭に置かない議論であることに気 付く。

つまり、例え捜査官があらかじめ知っている事実だとしても、捜査官がその事実を被疑者に完全に秘匿して³⁷⁾ 取調べに臨んだところ、被疑者が自ら進んでそのことを供述したとすれば、その供述は信用することができるといってよい。

そして、そのことを証拠上明確に残すためには、「秘密性」の確実な証明を前提としたうえで、被疑者の供述を取調官の質問とともに正確に記録に残す、つまり、録音・録画しかない。

取調べの可視化の目的は、何よりもまず取調べの適正化にある。しかし、取調べを可視化すれば、これまでは不可能だった供述の厳密な分析が可能となり、供述の信用性の判断基準も供述調書を前提としたものから質的に変化し、むしろ捜査にとって有益であることも理解しておく必要がある。むろんそこには被疑者の無実が早期に発見されて、捜査の見直しを図らなくてはならないことも含まれる。

要するに、供述を録音(できれば録画)したうえで、供述を正しく評価する方法を身につけるしかない。しかし、私たちはテープに録音された自白の虚偽を確実に見抜く方法を

³⁷⁾ 念のため、捜査官が被疑者に「完全に秘匿して」いなければ、上記のように言うことはできない。従来の「秘密の暴露」の基準は、「秘密性」の要件を厳格に解することによって成り立っていたが、上記の見解は「秘密性」の要件をいわば相対化するもので、危険を伴っている。換言すると、捜査官がある事実を被疑者に「完全に秘匿していた」ことが客観的に証明できなければ、用いることが許されない基準ということになる。そのための方策は今後の課題である。

なお、本文に記したことが実際の事件で問題となり、自白の信用性の根拠とされたことがある。高輪グリーンマンション事件における被害者のネグリジェの色等がそうだった(最判昭和 59 年 2 月 29 日刑集 38 巻 3 号 489 頁 参照)。

未だ手にしてはいない。

足利事件の警察テープは、警察庁報告書が 説く「取調べの高度化」(54頁)のためには、 取調べの録音だけでなく、録音された供述の 真偽を見抜く方法を身につける必要があるこ とを教えているのである。

(5)

なお、警察庁報告書は、任意同行時の状況 について、「その頃、既に多数の報道関係者 や住民が足利署の周辺に集まっているとの情 報を得、円滑な任意同行の方法について捜査 本部との間で検討、調整した後」(8頁)と しか言及していない。

しかし、科警研鑑定の結果を警察庁が一部報道機関にリークしたために、任意同行当日全国紙による報道がなされ、その結果、菅家氏の取調べに当たった捜査員に、任意同行の初日に自白を獲得しなくてはならないというプレッシャーとして作用したと考えるべきである。つまり、警察庁を含む捜査機関による情報管理のあり方についても、足利事件は、反省を迫るものだったことを忘れるべきではない。

(6)

なお、警察庁報告書は、報告書の作成に当たって、本件の捜査関係者から事情聴取し、さらに、弁護士、刑事法学者、心理学者等から意見聴取を行ったことを明らかにしている(1~2頁)。

科警研鑑定の検証については、本文の記載とは異なる見解が記された別添資料が添付されたことによって、発展的な議論が可能となったことに照らすと、取調べの検証についても、今後の発展的な議論のために、その当否は別にして、捜査関係者等の事情聴取の結果がそのまま明らかにされるのが望ましい(その際、発言者を匿名化することは認められてよいだろう)。

Ⅲ. 最高検察庁の検証報告書

1 最高検報告書の不十分性

(1)

最高検報告書は、「検察としてこのような

ことを二度と起こしてはならないという深い 反省に立ち、当庁において、本件記録等を精 香するとともに、捜査・公判に関与した検察 官から事情を聴取するなどして、本件におけ る検察の捜査・公判活動の在り方及び問題点 等を検証し、反省点を洗い出すとともに、検 察として今後講ずべき方策についても検討す ることとした」(1頁)といい、続けて、「そ の詳細は、第3ないし第5に記述したとおり であるが、本件の主たる問題点は、検察官に おいて、当時の DNA 型鑑定についての正確 な理解・検討が不十分であったため、その鑑 定結果を過大に評価したことから、本件 DNA 型鑑定の証拠価値についての判断を誤 り、ひいては、菅家氏の自白の信用性に対す る吟味・検討が不十分となり、 菅家氏の自白 が虚偽であることを見抜くことができなかっ たことである」(1頁)と結論づけている。

検察が「このようなことを二度と起こして はならないという深い反省に立ち」、「本件に おける検察の捜査・公判活動の在り方及び問 題点等を検証し、反省点を洗い出すととも に、検察として今後講ずべき方策についても 検討」したことは、当然のこととは言え、評 価すべきことである。

(2)

しかし、検察官には、捜査段階で、被疑者の自白が虚偽でないかを厳格に吟味する義務があるばかりか、公判段階で、起訴した被告人が真に有罪であるか否かに常に留意し、無実ではないかと思われた場合は、積極的に無罪立証に努めるべき職業倫理上の義務すなわち客観義務がある。そして、検察官は筆頭の再審請求権者であって(刑訴法 439 条 1 項 1号)、再審では検察官は対立当事者ではない。つまり、検察官には、警察官と比べるとお

つまり、検察官には、警察官と比べるとおよそ比較にならないくらい強大かつ広範な権限が与えられている(ただし、捜査のもっとも肝心な部分を担う第1次捜査権者が警察官であることも忘れてはならない)。

そして、本件に関与した検察官の数は、再 審開始まででも相当の数に及んで、最高検報 告書も(その人数は明らかにしていないが) 本件に関与した検察官から事情を聴取したと 明記している。 (3)

しかし、最高検報告書が問題としているのは、もっぱら捜査における検察官の態度であって³⁸⁾、公判や再審における検察官の態度ではない。

「目次」からもそれは明らかで、「第3」は「捜査及び事件処理における問題点と反省点」とあるが、「第4」は「その他の諸問題」とあり、第4の内容は、「1 起訴後における取調べについて」、「2 再審請求審での再鑑定請求に対する対応について」だけである(目次 Π 頁)。

本来は、第3の「捜査及び事件処理における問題点と反省点」と同様に、「第一審における問題点と反省点」、「控訴審における問題点と反省点」、「再審請求審における問題点と反省点」、「再審計求審における問題点と反省点」が論じられるべきものであろう。「第2 本件の概要等」では、「4 公判の経過」として、「(1)第一審」、「(2)控訴審」と、「(3)上告審」について、「5 再審請求から再審公判まで」では、「(1)再審請求審」、「(2)宇都宮地裁における再審請求審」、「(3)東京高裁における即時抗告審」、「(4)宇都宮地裁における再審公判」について、それぞれその経過が記されているからなおさらである(6~12頁)。

つまり、最高検報告書では「第2 本件の 概要等」に対応した「問題点と反省点」の検 証がなされていないのである。

(4)

その理由を考えてみると、わが国ではいか に重大な事件であっても検察官が被疑者の公 訴提起を断念することは稀ではないのに、 いったん起訴すると検察官は有罪立証に専念 すべきと考えられてきたことがあるように思 われる。

わが国で検察官は、「被疑者」の無実の訴えには耳を傾けるが、「被告人」の訴えには、 残念ながら、そうではない。 しかし、いかに有能な検察官でも、20日余りの期間で被疑者の言い分を踏まえた真相の解明が常に可能なはずがない。しかも、公訴提起の前と後で、証拠に対する検察官の見方が異なるべきものでもない。わが国では、世界的にも稀な99.9%という高い有罪率が検察官を有罪立証のみに駆り立てるものとして機能しているのである39)。

しかし、裁判員裁判の時代を迎えた現在ではなおのこと、公判段階におけるわが国の検察官の「当事者」的性格について考え直す必要がある。

捜査を吟味する場が公判であり、誤った捜査を正すのが公判である。

したがって、ときとして検察官が潔く有罪 立証を断念し、自ら無罪立証をすることも、 あるべき検察官の姿勢なのである。

(5)

最高検報告書は、「公判が正しく機能すれば、早期に冤罪の救済を図ることができる」という刑事訴訟の基本的な理念が決定的に欠けている。

最高検報告書が「捜査に多くの問題を含んでおり、しかもその多くが、・・・・・捜査の基本にかかわる事柄であった」といいながら、公判で捜査の誤りを正すことができなかった理由を何故問わないのか。

これでは、残念ながら、「このようなことを二度と起こしてはならないという深い反省に立ち」、「本件における検察の・・・・・<u>公判</u>活動の在り方及び問題点等を検証し、反省点を洗い出すとともに、検察として今後講ずべき方策についても検討」したもの(1頁)とは到底言えまい。

公判活動のあり方についての検証がほとん どなされていない最高検報告書は、もっとも 肝心な点の検討が不十分であると言わざるを 得ない。

^{38) 「}第5 再発防止のための方策」の冒頭にも、「本件の捜査・公判過程を検証すると、特に捜査に多くの問題を含んでおり、しかもその多くが・・・・・などの捜査の基本にかかわる事柄であった」(21頁) とある。

³⁹⁾ 佐藤博史『刑事弁護の技術と倫理-刑事弁護の心・技・体』79頁(有斐閣, 2007) 参照。

2 「第3 捜査及び事件処理におけ る問題点と反省点」の検討

(1)

最高検報告書で「捜査及び事件処理における問題点と反省点」に関する検証として指摘されているのは、既にみたように、科警研鑑定の証拠価値を過大評価した結果、多くの疑問があった菅家氏の自白についてそれが虚偽であることを見抜けなかったことである。

そして、そこで説かれているのは、@科警研鑑定に添付された電気泳動写真泳動像が不鮮明であること(13頁)、⑥鑑定書に示された出現頻度が1000人中約1.2人であり、当時の足利市の男性人口に基づくと、DNA型および血液型が一致する男性は約100人に上ること(13~14頁)である。

しかし、科警研鑑定の電気泳動写真が不鮮明であることや出現頻度の問題は、私が 1993 年 12 月 14 日に提出した控訴趣意書以来指摘していたことであって ⁴⁰⁾、このことを見逃した責任を、捜査と第一審の主任検事や次席検事のみに帰そうとしているような報告書の記述には根本的な疑問がある。

最高検報告書が「<u>検察組織全体として</u>, DNA型鑑定に関する理解・検討が十分になされていなかったことは,反省しなければならない」(15頁)としているのであるから,科警研鑑定の証拠価値を過大評価したことの反省は,本件捜査・第一審に関与した検察官だけでなく,控訴・上告・再審請求に関与した多数の検察官もなすべきものである。

(2)

しかも、冒頭にみたように、足利事件の科警研鑑定は、わが国の最高水準の鑑定機関が生み出し、わが国の最高水準の司法機関(検察庁と裁判所)が見逃したという意味で、アメリカとは別の意味で、深刻な問題を提起していることを意味し、足利事件以外のDNA鑑定が有罪証拠となったすべての事件41)の洗い直しの必要性に帰結するはずのものである42。

現に、最高検は、無期懲役刑の執行を停止して 菅家氏を釈放した 2009 年 6 月 4 日、 DNA 鑑定が有罪証拠となった事件について 将来の再検証に備えて鑑定資料を保存するよう指示した(翌 5 日の新聞各紙参照)。

しかし、最高検報告書には、何故かこの点 に関する記述がない。

40) 佐藤博史「DNA 鑑定と刑事弁護」法律時報 65 巻 2 号 54 頁,58 頁(1993),同「DNA 鑑定に惑わされ,自白の吟味を怠った」季刊刑事弁護 2 号 68 頁(1995),同「足利事件と DNA 鑑定 最高裁への再鑑定請求」季刊刑事弁護 13 号 102 頁,103 頁(1998)。もはや重要な問題ではないが,上告趣意書で指摘したように(最判 54 巻 6 号 656 頁参照),佐藤元ほか「日本人における MCT118 型及び HLADQ α 型の出現頻度の再評価と他の民族集団 データとの比較」科警研報告 48 巻 4 号(1995)の 3251 人のデータベースによると,血液型が B 型の分泌型で MCT118 の DNA 型が 16-26 の出現頻度は,1000 人に約 6.23 人と算出され,科警研鑑定の出現頻度(1000 人に約 1.2 人)の約 5.193 倍にもなった。その結果,犯人と同じ血液型および MCT118 型の男性の数は,足利市だけで当初の約 100 人から,最終的には約 5 倍の約 516 人に増加した。最高検報告書は(1000 人に約 6.23 人の数値に言及せず,)1000 人に約 5.4 人の数値までしか紹介していないが(13 頁)(警察庁報告書も同様である〔同 40 頁〕),その理由は不明である。

なお、「もはや重要な問題ではない」というのは、上記の議論は、科警研鑑定の16-26という型判定が正しいことを前提とした議論であるが、以下にみるように、科警研自身が正しい型判定でなかったことを認めているだけでなく、誤鑑定だった疑いがむしろ強いからである。

41) その中でも、(検察官が足利事件の DNA 再鑑定に反対しない旨表明した 2008 年 10 月 15 日付意見書を提出した直後の) 2008 年 10 月 28 日に死刑が執行された「飯塚事件」が重要であることは言うまでもない。しかし、飯塚事件のことは、ここでは措く。

42) 警察庁報告書の添付された玉木敬二京都大学教授の意見書(以下,玉木意見書)も、「科警研は123 塩基ラダーマーカーによる型判定法の不具合に関して論文で報告しているが、<u>それまでのこの方法で行った鑑定の見直しはしていない</u>。鑑定検討書(引用者注・科警研の本件 DNA 鑑定に関する検討書面〔警察庁報告書別添1〕のこと)は総括の中で、鑑定資料の採取部位の整合性について配慮が不十分であったことを指摘しているが、再鑑定の可能性を考えれば、少なくとも、当時の他の事件における MCT118 型鑑定結果についても、現状の MCT118 型の型名に即した検討を加えるべきである」と指摘している(同別添3-13 頁)。

(3)

最高検報告書は、検察組織全体として DNA鑑定を正しく吟味できる体制を整えないまま刑事裁判に導入した結果、深刻な冤罪を生んだことを認めている。そうだとすれば、DNA鑑定に限らず、「科学的証拠」一般を刑事裁判に導入する条件について再検討する必要がある。

しかし、最高検報告書には、残念ながら、 そのような記述もない。

そこで、上記『無実を探せ!』の提言 (188~189頁) も参考にしながら、科学的証 拠を刑事裁判に導入するための条件につい て、私見を述べると以下のとおりである。

- ① DNA 鑑定をはじめとする科学的証拠について、科警研および科学捜査研究所(以下、科捜研)⁴³⁾は、品質管理および品質保証 ⁴⁴⁾の観点に立った検証を早急に行うべきである。その際、独立した外部の評価を受けることが必要不可欠である。
- ② 科警研および科捜研は、定期的に外部の熟練度ブラインドテストを受けなければならない。その際ブラインドサンプルはむろん通常の場合と同様に提供され、その結果は公表されなくてはならない。
- ③ 科警研および科捜研における誤判定はどのような場合に起きるのか、その確率はどの程度かについて、弁護人(さらには裁判所)にも情報が提供されなくてはならない。かかる情報を検察官が独占すべきではない。公判廷で厳しい批判的検討を経た科学的証拠による証明こそが「風雪に耐える・・・公判」(25頁)を実現する所以だからである。そして、同様の情報は、裁判員に適切な助言を与える役割を担う裁判官にも提供される必要があ

る。

- ④ 科警研および科捜研は、起訴後の再鑑定に備えて、現場資料は全部を使い切ることなく、その一部を保管しなければならない。 DNA 鑑定における PCR 産物についても同様である。
- ⑤ 科警研および科捜研は、鑑定における 基礎的なデータを厳重に保管し、求められれ ばそのすべてを提供しなければならない。
- ⑥ 科警研および科捜研は、その重大な誤りや不正行為が判明した場合は、独立した外部の監査を受けなければならない。

(4)

「自白の虚偽を見抜けなかったこと」について、最高検報告書が、菅家氏が勾留質問で(事実について)「答えたくありません」と述べたこと、捜査段階で主任検事がこのことに注意を払った形跡はないことを指摘したうえで(3頁)、(「捜査・・・・・における問題点と反省点」の1つとして、)「主任検事において、これを契機に菅家氏からその真意を十分聞き出す方策を講じていれば、菅家氏が自ら真相を語る可能性もあったと思われる。主任検事がこの点を見過ごしてしまったことは、菅家氏が真実の供述を行う重要な契機を見逃した可能性を否定できない」(16頁)とした点は、刮目に値する。

何故なら、警察官に自白した被疑者でも、 検察官は被疑者が示すわずかな無実のサイン を絶対に見逃してはならないことを改めて説 いたものだからである。

また、最高検報告書が、このことに関連して「本件に即して言えば、主任検事は、警察の内債捜査により菅家氏の性格等に関する情報を把握していたのであるから、菅家氏の取

⁴³⁾ むろん科警研および科捜研に限らず、すべての鑑定機関に当てはまる。

⁴⁴⁾ 玉木意見書は「誠に残念ながら、鑑定検討書にも書かれているように、この時点(引用者注・科警研の本件 DNA 鑑定の時点の意味)で MCT118 型検査方法の質的保証が十分にされていなかったことは否めない。この鑑定がおこなわれた 90 年代初期は、わが国の DNA 鑑定自体が、まだ"揺籃期"とでも呼ぶべき発展前の段階であり、DNA 検査法の質的保証という概念の構築は、わが国はもちろん、世界的にも未成熟な段階にあった」と指摘している(警察庁報告書別添 3-6 頁)。

私は、のちに科警研副所長に就任された瀬田季茂氏が「品質管理と品質保証の重要性」を説いておられたことを記憶している。その趣旨は、科警研は、他の DNA 研究機関と違って、厳格な品質管理と品質保証を行っているというものだった。しかし、実際にはそうではなかったのである。

調べに当たっては、既に警察で供述している 内容を否定しても全く差し支えないことを十 分に理解してもらった上で、菅家氏が自らの 記憶をたどって自らの言葉で供述するところ を十分な時間をかけて聴取した上で、警察で 得られている自白についてその信用性を慎重 に吟味・検討すべきであった」(16 頁)と説 いたことも重要である。

最高検報告書は、検察官が、菅家氏に対する最初の取調べ⁴⁵⁾で、警察での自白を否定しても構わない、「自らの記憶をたどって自らの言葉で供述(してほしい)」と述べたとすれば、菅家氏は「自ら真相を語(った)」に違いないと指摘しているのである。

(5)

最高検報告書は、かかる指摘の根拠を示していない。

しかし、この指摘には確実な根拠がある。1992年12月7日の取調ベテープである。その日、主任検事が菅家氏にまさにそのように伝えて(主任検事としては、余罪2事件についてのつもりで)供述を求めたところ、菅家氏は、(本件について)「自ら真相を語った」からである。その下りを引用する460。

「M官(森川大司検事): <u>万弥ちゃんとか</u>, <u>有美ちゃんの事件ね</u>, <u>言われると分</u> かるかな?

菅家:はい。

M官:うん分かるね。<u>今裁判になっているのは真実ちゃんの事件ね</u>。一昨年の5月の事件ね。でその前に万弥ちゃんの事件と有美ちゃんの事件があったわけだよね。で今日、僕がここへ来たのはね。<u>君の捜査が今まで「私がやりました」と調書取ってい</u>

るでしょ。そのことについてね、も う1回くらい聞こうかなと思って ね。本当に君がやったのかどうか、 そこを聞きたい訳ね。僕は本当のこ とが知りたいわけね。本当に君が やったのか、もう一回確かめたくて ね、来たわけ。

だから、今までね、こういうこと 言っていた、ああいうことを言って いたということにこだわらないで、 今日はもう自由な気持ちで、楽な気 持ちで話してもらいたいと、こう 思っているわけね。

本当にやったのなら、本当にやったということで構わない。やっていないんだったら、やっていないということで構わない。どちらでもいいんだけど 470。

菅家: (沈黙の後) 本当言うと。

M官: うん。

菅家:いいですか。

M官: <u>いいよ</u>。

菅家: やってません。

M官:<u>やっていないの?どちらも?⁴⁸⁾そ</u>

れとも片方だけ?

菅家:どちらもです*。

M官:どっちもやっていない。」

*菅家氏は「どちらもです」と答えているが、本件を含む意味であることは、これに続く以下の問答からも明ら

かである。

『菅家:はい。自分が・・・<u>警察ですか</u> 昨年ですけども、12月の確か 日曜日でした。その時、警察の 人が来まして。自分は福居の和 泉町*ですか、あそこにいまし

⁴⁵⁾ 菅家氏は、1991 年 12 月 1 日に「任意」同行され、任意取調べを受け、同日午後 10 時過ぎに自白し、翌 2 日未明に逮捕されたが、菅家氏は、逮捕当日直ちに検察官に送致されたから、検察官の最初の取調べは、同年 12 月 2 日である(同日付検面調書も作成された)。

⁴⁶⁾ 本来であれば、取調ベテープの正確な反訳文を引用すべきであるが、前掲注33に記したように、開示証拠の目的外使用の禁止(刑訴法281条の4)に触れる恐れがあるとの指摘を受けたので、残念ながら、公判廷で取調ベテープが再生されたことを報じた新聞記事に拠るほかはない。したがって、正確な反訳ではない。

なお、佐藤博史ほか「足利事件・取調べ録音テープを聴く」世界806号159頁(2010)参照。

⁴⁷⁾ 主任検事は、本件ではなく、余罪2事件について、最高検報告書が推奨するような言葉遣いで取り調べた。

⁴⁸⁾ 主任検事 (M 官) の「どちらも?」とは、余罪2事件(万弥ちゃん事件と有美ちゃん事件) を意味している。

* 菅家氏が週末を過ごすために借りていた借家のことである。

M官: え?福居の?

管家:福居の和泉町に日曜日の朝いまして、自分が寝間着でいまして、で、玄関から入ってきまして、警察の人が、それで自分は寝間着でいました。

M官: うんそれで, うん。

菅家: 警察の人が来て「今日何しに来 たか分かっているな」と言われ たんです。

M官: うん。

菅家: (震える声で) <u>それで自分・・・</u> 分かんなかったんです。

M官: うんそれで

菅家: <u>うーん, 自分も何がなんだか分</u> <u>かんなくて</u>。

M官: うん。

菅家:で、写真を。真実ちゃんですか、真実ちゃんの写真を見せられまして。何て言うんですか、パチンコ屋さんの前に看板が置いてあるんです。

M官:看板?

菅家:看板が,看板に真実ちゃんの写真ですか,張ってあったのと同じだったんですよね。

M官: それで?

菅家:この子,パチンコ屋さんの前に 張ってあった写真と同じだなと 思いました。

M官: うん。

菅家: <u>それで自分は何が何だか分からなくって</u>, それで警察へこれから一緒に行くからと言うんですよ。それで自分行きました。

M官: うん, それで?

管家:それで、その日の夜中まで、自分はやっていない、やっていない、やっていないと言いました。それで、もう、夜中までやってないって自分は言ってましたから、自分自身、これ以上、10日でも20日でもやっていないと言ってますと、なんか、もしかして殴られたり蹴られたりするんじゃないかと思いました。それで自分がやったと話したんです。

M官: うんうんうん。夜中になって? 菅家:はい。そうです。それが1日す

ぎだと思いました。 **M**官:それで?

菅家: <u>それでその日になんていうんで</u> <u>すか、逮捕っていうんですか、</u> されました。 M官: それでどうなったわけ?

菅家: それで,次の日から取り調べられたんですけど(沈黙)

M官: それで? それからどうなった?

菅家: それから渡良瀬川ですね。渡良瀬川ですか。あそこへ行って、河川敷に下りて行きまして。それで、あの一、何ていうんですか、真実ちゃんがここにいたんだということを教わりました。

M官: うん, 説明したね。それで?

菅家: それで・・・、<u>なんだか自分でもよく分からなくて</u>、河川敷 ずっと歩いてきまして、下へ下へ降りていきまして。それで、草場ですか、去年のあのときは草とかなかったと思うんですよね。それなのに、もう、その真実ちゃんですか、その子がいた場所といいますか、<u>分から</u>なかったんです。

M官: うんそれで?

菅家: (沈黙の後) で、<u>自分はその子がどこにいたか分からなくて、警察からここにいたんだということを教わったわけです。</u>

M官: それで?

菅家:でも、お線香ですか、お線香を あげまして・・・、(沈黙) そ れで警察へ帰っていったわけな んですけど、その前に山清です か。

M官:ヤマセ?

菅家:食料品の山清へ車で行って,こ こで自分がコーヒー買ったり, おにぎり買ったりして,和泉町 の家に行ったわけです。

M官: うん, それで?

菅家:で,そこから,あのなんていうんですか,車の中から指を出して,それで,あそこですということで・・・。

M官:警察に教えたねー。はい。

菅家: それで戻りまして。戻って警察 に行きまして、また調べです か。

M官: 現場をね、河川敷を案内したり、君が立ち寄った場所ところを案内して連れて行ったりして、警察の調べが始まったということね。それで?

菅家:それで・・・それから地図ですか、渡良瀬川の河川敷とか、それから、真実ちゃんがいました場所ですね、そこまでの地図を書いたりしました。

M官: それで?

菅家:それからまた・・・書いて・・・

(沈黙) 書いて、その確か2枚から3枚書いたと思いますけ

ど。

M官: 君がね, 去年の12月, 捕まってからずっとこれまでの取り調べのいきさつというのは僕は全部分かっている。で, 現場へ案内したときも, 僕そばにいたかどうか覚えている? 去年の12月。

菅家:12月ですか。あの真実ちゃん のとき、いたと思うんですけ

T.

M官: うん, 覚えている? 菅家: はい, 覚えてました。

M官: 覚えてる?』

つまり、主任検事が、菅家氏に対する最初の取調べで、または、菅家氏の勾留後の最初の取調べで、菅家氏の性格等を踏まえ、さらに、勾留後は菅家氏が勾留質問で「答えたくありません」と述べたことに「着目して」、菅家氏に対し「既に警察で供述している内容を否定しても全く差し支えないことを十分に理解してもらった上で、菅家氏が自らの言葉で供述するところを十分な時間をかけて聴取した」(16頁)とすれば、菅家氏は否認に転じ、主任検事は、「警察で得られている自白についてその信用性を慎重に吟味・検討」(16頁)することができ、菅家氏を誤って起訴することはなかった可能性が高い。

そうすれば、菅家氏が17年半も苦しめられることはなかった。

(6)

ところで、取調ベテープを聴くと、主任検事の取調べは、12月8日を含めむしろ穏やかな部類に属する。現に、再審公判に際して、宇都宮地検の次席検事(高崎秀雄検察官)は、取調ベテープを聴けば、自白の任意性は明らかである旨主張した。しかし、テープに録音された自白が証拠になっているわけではないから、任意性は問題ではない。

検察官が真実の供述に接しながら、そのことを見抜けず、「任意性に問題のない」検察官の取調べが虚偽自白を引き出してしまうこ

とが問題なのである。

ところで、1992年12月7日の取調べで、 菅家氏が余罪2事件を含め全面的に否認に転 じたのに、主任検事はそれが真実の供述とは 考えなかった。主任検事は、菅家氏の否認を 虚偽と考え、驚くなかれ、翌8日に再び自白 させてしまったのである。

最高検報告書は、以上の経過について、「12 月7日の取調べは、余罪2事件に関して最終的に起訴・不起訴を判断するためになされたものであるが、その際、菅家氏は余罪2事件だけではなく、起訴済みの本件についても逮捕後初めて否認した。そこで、主任検事は、同月8日の取調べを行った。主任検事が同日の取調べを行った目的については、再審公判における同検事の証言によれば、菅家氏の余罪2事件を否認する供述が真実か否かを見極めるために本件を否認する供述の真意を確かめるところにあったと考えられ、その取調べにより菅家氏から本件に関する自白を得た上、これを公判廷で利用する意図まではなかったと認められる」としている(20頁)。

しかし、主任検事は、再審公判で「これは明らかな虚偽供述だというふうに判断いたしました。自分の刑事責任を免れるための虚偽供述ではないかというふうなことで、・・・・・私の心証をぶつけて確認してみようと思って、それで真実ちゃん事件から先に聞いたというふうに思っています」(568項)と証言しているのであって、単に「真意を確かめる」ために菅家氏を取り調べたのではない。また、菅家氏は既に公判廷でも自白していたから、主任検事に12月8日の自白を「公判廷で利用する意図」などあろうはずもない。

菅家氏が検察官に本件について初めて否認して真実を供述したのに、主任検事が(そして,報告を受けた[241~242項]次席検事も)その意味に気付かなかったことこそが重大なのに、最高検報告書は、それから目を逸らしているのである。

(7)

主任検事は、科警研鑑定の証拠価値を明ら かに過大評価し、死体遺棄現場での菅家氏の 態度などから菅家氏を犯人と思い込んでし まっていたために、菅家氏の否認供述に接し ながら, 真実を見逃した。

しかし、「主任検事が菅家氏を犯人と思い 込んでいたこと」と「菅家氏に再び虚偽自白 をさせること」とは同じではない。

「任意性に問題のない」「真意を確かめる」 ための取調べが、何故に虚偽の自白を引き出 すのかの検証こそが重要なのである。

そこで、12月8日の取調べとはどのようなものだったのかを確認しておく必要がある。それは以下のようなものだった 49 。

「M官: 君からちょっと変なこと聞いたんでね,今日来たんだけれども。

菅家:はい。

M官: 今,起訴している真実ちゃんの事

菅家:はい。

M官: <u>あれは、君がやったことに間違いな</u> いんじゃないのかな?

菅家:違います。

M官: ええ?

菅家:鑑定ですか。

M官: うん。

菅家:自分にはよく分かんないですけど, なに鑑定っていいましたっけ?

M官: DNA鑑定。

菅家:全然それ,分かんないんですよ。本

当。

M官: (沈黙・約5秒) え?

菅家:絶対,違うんです。

M官: 違うんですって言ったってさ, 君と

同じ体液⁵⁰⁾ 持っている人が何人い ると思ってんの?

菅家: (沈黙)

M官: ずるくなれと言ったわけじゃない。

菅家: (沈黙)

菅家: (長い沈黙)

M官:自分で実際にやってもいないのに, 想像でそんな話が出来たの?

菅家: (沈黙)

M官: どうなんだい。ずるいんじゃないか、君。

菅家: (沈黙)

M官:なんで僕の目を見て言わないの。 さっきから僕の目を一度も見てない

菅家:ごめんなさい。すいません (涙声)。

M官: うそだったの? そうだね?

菅家: ごめんなさい。勘弁してくださいよ お (涙声)。

M官:<u>僕は、本当のことを聞きたいってい</u> う言葉を何回も言うよ。

菅家:はい(涙声)。

M官: <u>君が本当に違うんだったらだよ,全</u> <u>然やってない人を罪に落としてね,</u> 真実ちゃんだって浮かばれないし。

菅家:はい。

M官: かと言って、本当は罪を犯している のに罪を免れるんだったら、本当そ れこそかわいそうでしかたないと思 うよ。だから、僕は本当のことを 言ってもらいたいと思っている。

菅家: (沈黙)

M官:間違いないんだな? 真実ちゃんの 事件は間違いないんだね?

菅家:はい。

M官: やったの?

菅家:後⁵¹⁾は知りませんけども。

M官:なんで違うって言ったの?昨日,初

そして、「同じ精液を持っている人」ではなく、「同じ血液型と DNA 型の人」というべきで、その確率は、既にみたように、型判定が正しい場合でも、菅家氏の逮捕当時でも 1000 人に約 1.2 人、その後のデータ数の増加によれば、1000 人に約 6.23 人であり、足利市内の男性に限っても、該当者は、逮捕当時で約 100 人、その後のデータでは約 516 人いるのであって、主任検事の上記取調べは、明らかに「偽計による取調べ」なのである。

しかし,再審無罪判決は,主任検事の取調べを「偽計による取調べ」とは認めなかった。再審無罪判決は「偽計」とは取調官が虚偽だと知っている場合を指すと解しているようであるが,「被疑者が心理的強制を受ける客観的な虚偽」の意味で,再審無罪判決は明らかに誤っている。

51) 「あと」とは、余罪2事件のことである。主任検事は、菅家氏が余罪2事件を否認したことはそのまま認めた。

⁴⁹⁾ 同様に、新聞記事に拠らざるを得ないので、正確ではない。

⁵⁰⁾ 新聞記事のため「体液」となっているが、実際には「精液」という言葉が用いられた。

めてだったね?

菅家:もう,何て言うんですか,胸が苦し くなって,嫌だ嫌だと思ってたんで

すよお (涙声)。

M官: 僕は君に素直な気持ちを持ち続けて もらいたいと思ってるわけ。

菅家:はい、はい。

M官: ひきょうなことを言って、罪を免れ ようとする人はいくらでも世の中に いっぱいいるよ。僕もそういう人 いっぱい見てるけども。

菅家:はい。

M官: そんなのは人間として失格じゃない かな。僕はそう思ってるの。

菅家:はい。

M官:昨日のあれは,真実ちゃんのあれ も,うそを言ったということで間違 いないんだね。

菅家:はい,すいません。ごめんなさい。 取り消してください,昨日のは。

M官:僕はね,君のね,そのへんの誠実さを見ておきたいと思ってるわけだから。

菅家:はい。すみません(涙声)。

M官:君の誠実さがどう裁判所に訴えられるかという問題だってある。

菅家:分かりました。

M官: 真実ちゃんの事件をやってませんな んて言ったこと今まで一度もない ね?

菅家:はい。

M官:弁護士にも?

菅家:はい。 M官:警察でも?

菅家:言ってません。

M官:昨日よりは少し楽になったの?

菅家:昨日よりはいいです。

M官:楽になったというのにあまりショボ ショボした顔するなよな。 菅家:はい。

M官: どうしても聞きたいことが出てきた ら, 事情聴くようにするけども, 風 邪ひかないようにな。

菅家:ありがとうございます。(沈黙)本

当にすみませんでした。」

(8)

主任検事の取調べのどこに問題があるのか。

「真意を確かめる」ためであれば、最高検報告書も説くように「(被疑者) が自らの記憶をたどって自らの言葉で供述する」(16頁)ようにしなくてはならない。

そのためには、(弁護人が接見でオープンの質問を心掛けなくてはならないのと同様に 52 、)取調官は、クローズの質問ではなく、オープンの質問を心掛けなければならない 53 。主任検事の「真意を確かめる」ための質問が完全にクローズであることに気付かなくてはならないのである。

上記の引用は正確なものではないので、主 任検事が12月8日の取調べで用いた文言の うち重要なものが抜けている。

例えば, 主任検事は,

- ①「真実ちゃんの下着に付いていた陰毛の 形と血液型が君の陰毛と一致している」,
- ②「真実ちゃんの体を舐めた唾液(の血液型)も一致している」,
- ③「君が逮捕後渡良瀬川の河川敷に連れ出されたとき、僕も現場にいたが、死体があった場所は警察官に教えてもらったが、下着を捨てた場所は君が自分で説明した。その場所から下着が発見された。その詳しい場所は新聞には出ていなかったはずだ」、
- ④「死体を草で隠したという説明も実際に やっていないのに、想像で話せるのか。万弥 ちゃんや有美ちゃんの事件ではそんな説明は していない」、

⁵²⁾ 佐藤・前掲注 39)65 頁参照。

⁵³⁾ R・ブル= R ミルン (原聰編訳) ・前掲注 31) 参照。

また, ナイチンゲール (Florence Nightingale) も, 誘導質問は常に不正確な情報しかもたらさない (Leading questions always collect inaccurate information) と説いている (Notes on Nursing:What It Is and What It Is Not (小林章夫=竹内喜対訳) 『看護覚え書』 178 頁 (うぶすな書院, 1998))。

⑤「コンクリートの堤防で首を絞めたとか、死体を運ぶとき、斜面で1回降ろしたとか、靴が脱げたとかそんな説明もしただろう」、

などと、完全にクローズの質問、というよりも押し付けの質問を繰り返している。

そして、主任検事は、(新聞記事に基づいて引用したように、)「何で僕の目を見ない」と聞いて、「ごめんなさい。すいません」といわせて、泣かせ、「うそだったの? そうだね?」とクローズの質問で、「ごめんなさい。勘弁してくださいよお」といわせたのである。

そのあとで、主任検事が前日の12月7日の取調べで用いた(そして、最高検報告書が推奨している)「僕は、本当のことを聞きたいっていう言葉を何回も言うよ。君が本当に違うんだったらだよ、全然やってない人を罪に落としてね、真実ちゃんだって浮かばれないし。かと言って、本当は罪を犯しているのに罪を免れるんだったら、本当それこそかわいそうでしかたないと思うよ。だから、僕は本当のことを言ってもらいたいと思っている」と菅家氏に説いて聞かせても、それが自己満足でしかないことは自明である。

実際, 菅家氏は, そう言われても沈黙し, 主任検事の「間違いないんだな?真実ちゃん の事件は間違いないんだね?」という決定的 なクローズの質問に「はい」と答えた。

そして、主任検事は、それで満足し、「あとは知りませんけど」という余罪2事件の否認はそのまま容認したのである。

これは、およそあるべき取調べではない。 警察庁報告書は、「取調べ自体」の「高度化」 を図る必要性(同 54 頁)、さらに、心理学等 の専門家の知見を活用すべきことを説いてい るが(同 54,55 頁 54))、最高検報告書も、 正しい取調べのあり方を説く以上、取調べに 心理学等の知見を導入する必要性を積極的に 説き,取調ベテープが教える教訓は何かを具 体的に示すべきだったのである。

(9)

主任検事を指揮する決済検察官たる次席検 事の役割も重要である。

次席検事は、科警研鑑定の確率が 1000 人に約 1.2 人であったことから「DNA 鑑定だけで菅家氏を逮捕することはできない」旨警察に捜査指揮し、科警研鑑定の証拠価値についてそれなりに慎重な判断を下していたからなおさらである。

次席検事がどのような捜査指揮をしていたのかは必ずしも明らかではない。しかし、次席検事は、捜査段階では、主任検事の取調ベノートのコピーによって報告を受け、起訴後の取調べについては、主任検事は「口頭で概略を報告しただけで、取調ベテープを次席検事に渡したことはない」旨証言している。

つまり,次席検事が菅家氏の供述について その信用性を吟味・検証できる体制になって いなかった。

(10)

次席検事が(あるいは,主任検事自らが) 菅家氏の供述を「慎重に吟味・検討」できる ようにするためには何が必要なのか。

言うまでもなく、取調べを録音することである。

主任検事自身、取調べをテープ録音した目的について、再審公判で、「ただ、調書になってしまいますと、このときこういうことをしました。 ああいうことをしましたと文章化されてしまうと、供述がどういう質問に対してどういうふうに答えていったか、その経過がよく分かりませんので、ここも確認したほうがいいかなと、そのときは特に証拠の薄い事件だっただけに、そういうふうに思ったんだと思います」(583項)と答えた。

⁵⁴⁾ 最高検報告書が「取調べにおける留意点の周知徹底」として『最高検察庁においては、今回の重大な事態を招いたことを踏まえ、今般、改めて、「取調べにおける留意点について」(本年4月1日付け最高検察庁刑事部長事務連絡)を発出し、・・・・・取調べに当たっては、被疑者の・・・・・迎合的性格の有無等その特性を十分に把握した上で、それぞれの特性等に応じ、取調べ時間、言葉の使い方、発問方法・内容等取調べ方法を工夫すべきことなど、被疑者の取調べに当たって留意すべき事項を全検察官に周知して徹底させることとした』(24頁)としているからなおのことである。

私は、弁護人の場合も、接見を録音し聴き直してみると、接見時には気付かなかったことを発見することがある旨説いているが 55)、検察官の取調べも同じで、検察官が取調べを録音し、自らあるいは指揮官たる者が聴き直してみると、取調べ時には気付かなかったことを発見することがあるに違いない。

本件でも主任検事が最初の取調べあるいは 勾留後の最初の取調べを録音していれば、仮 に菅家氏が自白を維持していたとしても、そ こには間違いなく不自然な供述が含まれてい るはずで、何らかのことを契機に聴き直す機 会があれば、菅家氏の自白が虚偽であること に気付くことは容易だったはずである。

取調べの可視化の議論との関係で、「全面録音録画」か「部分録音録画」で足りるかが議論されている。しかし、もっとも肝心なことは、初期供述の重要性である。被疑者の最初の自白あるいは否認、さらには否認から自白に転ずる際の供述を録音に残すことこそが重要なのである。

そこに犯人なら「秘密の暴露」が、無実なら「無知の暴露」が必ずあるに違いないからである(なお、取調べの可視化が実現すれば、「秘密」の意味が質的に変化し、被疑者の供述の信用性判断の有力な基準になり得ることについては、すでにみた(19頁))。

(11)

ところで、1992年12月7日の否認と翌8日の自白の取調ベテープを、DNA鑑定の結果を知らないで聴いた場合、菅家氏が「(自白した)今日の方が(否認した)昨日よりも楽になった56)」とまで述べている自白テープを真実と取り違える検察官も少なくないと

思われる。

ところが、最高検報告書は、主任検事が起訴後に余罪2事件の取調べを行い、テープ録音したこと、そのうち1992年1月28日、同年2月7日、同年12月7日、8日は本件の取調べだったことを指摘し(6頁)57)、その問題点を検討しながら(20~21頁)、12月7日、主任検事が最高検報告書が推奨した方法で供述を求めたところ、菅家氏は「本件の真相」を「自らの記憶をたどって自らの言葉で供述」したのに、主任検事はそのことに気付かず、反対に虚偽の否認供述と考え、翌8日、疑問を表明して取り調べて再び菅家氏に自白させ、真実発見の機会を逸したことの問題性は見逃した。

ともあれ、冤罪防止・救済のための方策として、取調べのテープ録音がもっとも有効であることを足利事件の取調ベテープは教えているのである。

取調ベテープの存在は、2009年8月11日の朝日新聞のスクープによって発覚したが、取調ベテープ全部⁵⁸⁾が弁護人に開示され、その全容が知られている以上、最高検は、取調ベテープに基づく取調べのあり方に関する検証結果を明らかにすべきであった。

(12)

最高検報告書は、「余罪2事件の取調べを早期に実施すべきであったこと」と題して、『警察では、本件に関する菅家氏の「被害女児を殺さずにいたずらすれば、被害女児にわめかれるなどして、警察に捕まってしまうと思い、まず殺すことに決めた。」旨の本件殺害動機に関する供述について、同種の体験の有無を明らかにしてその信びょう性を判断す

⁵⁵⁾ 佐藤・前掲注 39)65 頁参照。

⁵⁶⁾ 菅家氏を犯人と思い込んでいる主任検事に対し否認することは、菅家氏にとって<u>心理的には</u>「辛いこと」であり、自白する方が心理的には「楽」であるから、菅家氏のこの発言は、心理学的にみると正しい。

しかし、「法律」家は、人には良心があり、嘘の否認をすることは辛く、真実の自白をすることが気持ちが楽になる、と正反対に考えてしまう。そこに落とし穴がある。

⁵⁷⁾ そこで、再審公判では、合計 15 本のテープのうちこの 4 日分のテープ(合計約 7 時間 30 分)が再生して取り調べられた。

⁵⁸⁾ 検察官から (2009年10月5日に) 開示された取調ベテープは、警察官の91年12月20日の取調ベ(計2本,約2時間) と12月26日の警察官に対する現場で指示説明 (1本,約45分),主任検事の1992年1月28日,31日,2月4日,2月7日,8日,11日,17日,3月6日,12月7日,8日の合計10日間の取調ベ(計12本,約23時間30分)である (合わせて、計15本,約26時間分)。反訳文は484頁で本一冊分の分量がある。

るため、本件で勾留中の平成3年12月20 日, 菅家氏を余罪2事件で取り調べた。しか し、本件がいわゆる小児性愛の性癖を有する 同一犯人による連続殺害事件の可能性もある と考えられていたことや、上記殺害動機につ いて、菅家氏は逮捕・勾留当初から供述して いたのであるから、警察と協議の上、余罪2 事件の実質的な取調べに至らず、かつ本件の 動機、熊様等を明らかにする目的を達成する に必要な範囲で、余罪2事件についての菅家 氏の言い分をより早期に聴取することも考え られてよかったと思われる。そうすれば、被 害少女の性格や犯行場所等がそれぞれ異なる のに、いずれも被害少女に対する声かけから 始まる一連の被害少女の反応、犯行動機・態 様がパターン化していることに思いが至り、 本件の犯行態様に関する供述が体験供述で あったか否かにつき疑問が生じ, ひいては菅 家氏の犯人性について的確な判断をすること ができた可能性もあり、その点についての考 慮が不十分であったと思われる』と指摘して いる (20頁)。

これは「本件捜査と事件処理」に関するものであり、次席検事による主任検事の指名が 菅家氏の任意同行の約1週間前だったため、 主任検事が余罪2事件を含め本件の捜査状況 を的確に把握するだけの時間的余裕がなかったことの指摘(19頁)と相まって、主任検 事が本件起訴前に本件と関連する余罪2事件 について供述を求めたとすれば、主任検事 は、本件と余罪2事件の自白がパターン化していることに気付き、本件に関する自白の信 用性にも疑問が生じ、ひいては本件について 起訴しないという「的確な判断」も「可能」 だったとするものである。

(13)

しかし、警察が本件起訴の前日の1991年12月20日菅家氏を余罪2事件について取り調べたところ、菅家氏は、わずか約35分後に自白したが、しかし、菅家氏の自白は、およそ信用性のないものだった。

菅家氏の警察官に対する余罪2事件に関する自白に信用性がないことは、同日の取調ベテープを虚心に聴けば容易に分かることであり(警察庁の検証報告書の検討で指摘したの

で、繰り返さない)、主任検事がその事実を 知ったとすれば、本件に関する自白の信用性 に疑問を抱くことも十分に可能だった。

本件起訴を報じた新聞記事には、菅家氏が 余罪2事件を含め自白し、3件の幼女誘拐殺 人死体遺棄事件が全面的に解決した旨報じら れているから、菅家氏の余罪2事件に関する 自白の内容は、本件起訴前に主任検事に伝え られていた可能性が十分にある。

つまり、主任検事は、最高検報告書が指摘 する問題に気付くことが可能な状況にあった と考えられるのに、最高検報告書は、残念な がら、このことにも光を当てていない。

(14)

仮に、主任検事が本件起訴前に菅家氏の余 罪2事件に関する自白が信用性に乏しいこと を知らなかったとしても、最高検報告書が認 めるように、菅家氏は、本件起訴の3日後で ある1991年12月24日に余罪2事件のう ち11年前の事件(V2[万弥]ちゃん事件) で再逮捕され、主任検事は、万弥ちゃん事件 について、菅家氏を自ら取り調べ、菅家氏の 自白の信用性を吟味する機会を与えられた。

そして、菅家氏が万弥ちゃん事件の自白を維持していたのに、1992年1月15日には、同事件を処分保留として、菅家氏を釈放した。その結果、警察は、有美ちゃん事件での逮捕は断念し、同事件は同年2月10日に書類送検するにとどめざるを得なかった。

そこで、私は、主任検事は、余罪 2 事件については 1992 年 1 月 15 日の時点で正しい結論に到達していたものと考えていた(検察官が余罪 2 事件を嫌疑不十分で不起訴処分にしたのがそれから 1 年 1 か月後の 1993 年 2 月 26 日になった理由について、深く考えなかったのである)。

しかし、実際には、そうではなかった。

主任検事は、菅家氏が宇都宮拘置支所に移送された翌日の1992年1月23日から、余罪2事件に関する取調べを継続して行い、同年1月28日からは、余罪2事件のうち6年前の事件(V3 [有美] ちゃん事件)について取調べを開始し、同年12月8日まで起訴後の取調べを行っていたのである。それを記録したのが、取調ベテープだった(ただし、

最初の2回〔1月23日,24日〕は録音されていない)。

ここでの問題は、主任検事が本件および余 罪2事件の自白の内容が完全にパターン化し ていることに気付いた時期である。

主任検事は、早くも2月4日の取調べでそのことに気付き、菅家氏を問い質していたのである。

このことを明らかにするのが、2月4日の 取調ベテープである。しかし、この日はもっぱら余罪2事件の取調べだったため、再審公 判で証拠採用されなかった。したがって、同 日の取調ベテープに関する新聞記事はなく、 反訳に基づいてその内容を引用できない。

そこで、その要旨を紹介するほかないが、主任検事は、菅家氏に「余罪2事件と本件の自白は、みんな同じような説明をしているが、分かるか」と聞き、「自転車に乗せた点ですか。ほかに、抱きつくとか、声を掛けたとか、手をつないだとか、ですか」と聞く菅家氏に対し、「僕の方からいおうか」と聞く菅家氏に対し、「僕の方からいおうか」と聞く菅家氏に対し、「僕の方からいおうか」と聞くずるして、『女の子を見つけたとき、いつも女の子はしゃがんで下をみている。声のかけ方も、女の子のそばに行って自転車を停めている。かけた言葉も「自転車に乗るかい」だ。自転車に乗せて移動する間、女の子との会話がない』などの点が「パターン化している」と自ら説いて聞かせている。

実際, 余罪2事件と本件は, 以下の点で, 完全にパターン化していた。

- ① 菅家氏が女の子を見つけたとき、女の子はしゃがんでいる。
- ② 菅家氏は、自転車に乗って近づき、自 転車に乗ったまま、「自転車に乗るかい」と 声を掛ける。
 - ③ 女の子はすぐに自転車に乗り込む。
- ④ 菅家氏は、自転車に女の子を乗せて人 気のない場所に移動する。
 - ⑤ その間も二人の間に会話はない。

- ⑥ 目的の場所(ただし、そこに特別なものはない)に至ると、女の子は黙って自転車を降りる。
- ⑦ 菅家氏は、女の子の手を引いて、人気 のない場所に移動する。
 - ⑧ その間も二人の間に会話はない。
- ⑨ 菅家氏が女の子に抱きつくと⁵⁹⁾,女の子が騒いだので、菅家氏は黙らせようとして、女の子の首を絞める。
- ⑩ その締め方も、両手で輪を作り、両親指を女の子の喉ぼとけに当て(つまり、両手の平が頸部に当たらずに浮いた形で)強く締める。
- ① その結果、女の子がその場で死亡する。
- ② 菅家氏は、死んだ女の子に性的ないたずらをしたのち、女の子の死体を遺棄する。

最高検報告書は、「3件の自白がパターン 化したものだったこと」の根拠を示していな いが、主任検事は有美ちゃん事件に関する供 述調書は1通も作成していないから、最高検 報告書の上記指摘の根拠は、取調ベテープし かない。

つまり、警察の取調ベテープ以上に、主任 検事の取調ベテープは、足利事件の検証のた めの珠玉の資料なのである。

(15)

そして、主任検事が、菅家氏の3件の自白が完全にパターン化していることに気付いた1992年2月4日は、本件起訴後ではあったが、しかし、第1回公判(1992年2月13日)前だった。

したがって、最高検報告書が上記のような 指摘をするのであれば、主任検事が菅家氏 の3件の自白が完全にパターン化したことに 気付いた1992年2月4日以降の検察の対応 が適切だったのかを検証する必要がある。

しかも, 菅家氏は, 宇都宮拘置支所に移送 されたのち間もなく家族に宛てて無実を訴え

⁵⁹⁾ ただし、菅家氏は、本件については、近くに人がいたので、抱きつくなどせず、いきなり真実ちゃんの首を絞めて殺したと捜査段階では自白した。しかし、公判廷では、抱きつこうとしたら真実ちゃんが騒いだので首を絞めたと「自白」した。第一審判決は、近くに人がいたので、この公判廷の自白は信用できず、捜査段階の自白が信用できると判断し、控訴審判決もこれを是認した。菅家氏の公判廷の自白に無知が暴露されていることを裁判所は見逃したのである。

る手紙を書き始めていた。

最高検報告書が菅家氏の勾留質問における「答えたくありません」という供述に着目するのであれば、それ以上に、主任検事は菅家氏の家族に宛てた手紙に着目し、菅家氏が家族に対しては無実を訴えていることに気付くべきだったと指摘すべきものである。

主任検事は、菅家氏の家族に宛てた手紙について、1992年12月22日の第6回公判で初めてその存在を知ったと述べ、最高検報告書もこれを前提にした記述をしている(21百)。

しかし、坂本敏夫『死刑と無期懲役』(ちくま書房、2010年)には、「宇都宮拘置支所は、検察庁の気分を損ねないように菅家さんを要注意人物として特別な監視・観察の対象にした。日常生活の異常な言動、外部支援者との手紙や面会の様子なども、報告の必要があると判断したものは電話や書面をもって隣接する宇都宮地方検察庁に報告することにしたのだ」という記述があり(同108頁)、本件が重大事件だったことに照らすと、主任検事が菅家氏の家族に宛てた手紙の内容を承知していなかったということには疑問がある。

仮に菅家氏の家族に宛てた手紙に気付いていなかったとしても、主任検事は、1992年2月4日には3つの事件に関する菅家氏の自白がパターン化していることに気付いたのであるから、本件についても疑問を抱き、公訴の取消し(刑訴法257条)を具申すべきだった。

しかし、「いったん起訴したら後戻りはも はや不可能である」というのがこれまでの検 察の伝統のゆえにか、最高検報告書にはその ような指摘は全くない。

ともあれ、わが国における公訴提起後の検察官のあり方を、足利事件を契機に検討し直 す必要がある。

3 「第4 その他の諸問題」の検討

(1)

既にみたように(「1 最高検報告書の不十分性」),最高検報告書で「第4 その他の諸問題」として論じられているのは,「1 起訴後における取調べについて」,「2 再審請

求審での再鑑定請求に対する対応について」 だけで、第一審から再審公判までの公判段階 以降のことは論じられていない。

しかし、いったん起訴したら有罪立証に専 念すべきものではないから、第一審から再審 公判までの問題点と反省点も検討しなくては ならない。

そこで、まず最高検報告書が取り上げた「起訴後の取調べ」と「再審公判でのDNA 再鑑定請求に対する対応」について検討した のち、第一審から再審公判までの問題点を検 討しよう。

(2)

「起訴後における取調べについて」と題する記述(20~21頁)は、1992年12月7日(以下、この項で年号は省略する)菅家氏の否認供述に接した主任検事が翌8日本件に関し取り調べたことについて、「既に起訴されて公判係属中の本件に関する取調べと受け止められてもやむを得ない側面があったことは否めず、そのような取調べの必要性や方法について、より慎重に検討すべきであった」(20頁)とするだけで、足利事件の誤判原因の究明の観点に立って検討したものではない。

宇都宮地裁は、無罪判決の中で、12月8日の取調べは、本件について再び自白させる目的で、弁護人にも通知せず、かつ、黙秘権の告知なしになされたものであって、当事者主義や公判中心主義の趣旨を没却する違法なものである旨明確に判断したことは、最高検報告書も触れているが(12頁)、この裁判所の判断と対比しても、最高検報告書の「反省」は不十分と言わざるを得ない。

しかし、誤判原因との関係で重要なのは、12月8日の取調べの適否ではない。

問題は、最高検報告書も認めるように、主任検事が2月13日の第1回公判の前に1月23日から2月11日まで8日間に及んで余罪2事件について取り調べたことである(20頁)。菅家氏は、主任検事に余罪2事件も自白したが、主任検事は、2月4日に至って、本件と余罪2事件の自白がパターン化していることに気付いた。

そうであるのに、主任検事は、菅家氏に余 罪2事件について自白を維持させたまま、 第1回公判を迎えさせた。菅家氏の性格等を 考慮すればなおさら、そのような状態で、菅 家氏が第1回公判で本件を否認することは極 めて困難だったことは想像に難くない。

いずれにしても、菅家氏が、本件で起訴され、余罪 2 事件のうち 11 年前の V2 (万弥) ちゃん事件で再逮捕されたものの処分保留で釈放され、足利警察署から宇都宮拘置支所に移送され、家族に宛てて無実を訴える手紙を書きながら、第 1 回公判で、本件を自白したのは、主任検事に対し余罪 2 事件についても自白していたことが大きく影響していると考えるべきなのに、最高検報告書は、このことを見逃しているのである。

また、(再審公判で再生された) 1月28日の取調ベテープは、菅家氏がV3(有美) ちゃん事件を一時否認し、本件についても沈黙を続けるなど、無実の徴表を窺わせるものであるが、最高検報告書は、主任検事が1月28日に菅家氏の無実のサインに気付かなかったことも指摘していない。

(3)

12月7日の否認供述の存在が発覚したことの意味も重要で、取調ベテープの存在が分かるまでは、菅家氏は、12月22日の第6回公判で、被害幼女の遺族の供述調書に「極刑」とあったことから恐くなり、一審弁護人から家族に宛てた手紙を示されて突如否認に転じたものと考えられてきた。

しかし、実際には、それとは無関係に「本当のことを聞かせてほしい」という主任検事の質問に答えて、菅家氏は、明確に否認し、かつ、事件当日の行動について、菅家氏が1993年5月31日消印の弁護人宛ての手紙と全く同じことを話していた。

主任検事が第一審の立会検事でもあったから、検察官は、菅家氏が第6回公判前に遺族の供述調書とは無関係に否認したこと、菅家氏の当日の行動に関する供述は1993年5月31日以前に明確になされていたことを知りながら、論告で、菅家氏の否認は極刑を求

める遺族の供述に接したため (第6回公判), あるいは第三者の影響を受けたため (第10回公判) という自らの認識と異なることを平 然と述べたことになる。

これは意図的な事実の隠蔽と言わざるを得ず,最高検報告書が見逃してはならない点であった。

(4)

「再審請求審での再鑑定請求に対する対応について」と題する記述(21頁)は、弁護人が上告審および再審請求審でDNA 再鑑定を請求したことに対し、検察官が「再鑑定の必要はない」旨意見を述べたことについて、弁護人の主張は、MCT118のDNA型について123マーカーとアレリック・マーカーの対応関係を誤解したものだったから、「検察官として再鑑定の必要性がないとの意見を述べたことはやむを得なかったと考えられる」としたものである(21頁)。

123マーカーとアレリック・マーカーの対応関係に関する弁護人の誤解とは、弁護人が「科警研論文 60)によれば、科警研鑑定の 16 26 は 18 30 になるところ、菅家氏の 16 30 になるところ、菅家氏と犯人の 18 429 であるから、菅家氏と犯人の 18 52 であるがら、菅家氏と犯人の 18 53 マーカーの 18 6 はアレリック・マーカーの 18 70 だけでなく 18 79 (あるいは 19 71) に対応することもあり得るというものである。

しかし、科警研論文では明確に 26 は 30 に対応するとされ、控訴審判決もこれに依拠して有罪判決を維持したのであり、検察官の主張は、飯塚事件の控訴審判決を援用しただけのもので科学的な根拠を有するものではない。また、123 マーカーの 26 がアレリック・マーカーの 30 だけでなく、29 (あるいは 31)に対応することもあり得たとしても、菅家氏は 18-29、犯人は 18-30 である可能性を否定することはできないから、最高検報告書の上記記述は明らかに誤りである。

しかも、弁護人は、菅家氏と犯人の MCT

⁶⁰⁾ 笠井賢太郎ほか「MCT118 座位 PCR 増幅産物のゲル電気泳動による分離と DNA マーカーによる型判定に 関する技術的検討」科警研報告法科学編 46 巻 3 号 121 頁 (1993)。警察庁報告書 35 頁注 38 にも引用されている。

118 型が異なる可能性を指摘して、MCT118 型の再鑑定を請求したのではない。MCT118 型の鑑定は、犯人の DNA が分解し不可能であるかも知れないが、その後開発された STR 法あるいはミトコンドリア法による DNA 再鑑定は十分可能であると主張して、DNA 再鑑定を請求したのである 61 。

これはまさしく今回の DNA 再鑑定の手法 そのものであって、検察官が上告審の段階 で、少なくとも再審請求審の段階で、DNA 再鑑定に反対しない旨の意見を述べたとすれ ば、菅家氏は、早ければ 12 年前、遅くとも 3 年前には、自由を回復していたのである。

最高検報告書は「この点に関して、再審請求審担当検察官としては、DNA型の再鑑定に積極的な意見を述べるべきであったとの考え方もあり得ようが(・・・・・検察官として再鑑定の必要性がないとの意見を述べたことはやむを得なかったと考えられる)」(21頁)としている。しかし、検察官は、本来的には上告審段階で、遅くとも再審請求審段階で、DNA再鑑定に積極的な意見を述べるべきだった。

科警研鑑定は、そもそも一致する確率が 1000人に約1.2人程度のもので、電気泳動写真も一見してバンドが不鮮明で、歪み、幅のあるものだったが、その後科警研は、型判定そのものが間違っていたことを認めたのである。最高検報告書は、率直に、「検察組織全体として、DNA型鑑定に関する理解・検討が十分になされていなかったことは、反省しなければならない」(15頁)と述べているが、「再審請求審での再鑑定請求に対する対応について」と題する上記の記述そのものが「DNA型鑑定に関する検察の理解」が依然「十分」でないことを示している。

最高検報告書は、DNA型鑑定に関する反 省が未だに不足していると評するほかはな い。 以下、最高検報告書にはない第一審、控訴 審、上告審、再審請求審、即時抗告審、再審 公判における検察官の問題点を指摘する。

(5)

第一審の公判立会検事は、本件捜査の主任 検事だったが、既にみたように、本件起訴後 に余罪2事件を取り調べ、菅家氏の自白が3 件ともパターン化していることを第1回公判 前の1992年2月4日には気付きながら、本 件の自白を改めて吟味することをしなかっ た。その段階で、主任検事が菅家氏の本件自 白が信用性に乏しいものであることに気付い ていたとすれば、決済官である次席検事の了 解を得たうえで、本件公訴を取り消すことも あり得たことは既にみた。

主任検事が、同年12月7日、最高検報告書が推奨した方法で供述を求めたところ、菅家氏は本件について明確に否認に転じたが、主任検事は、その重大性に気付かず、あろうことか、翌8日再び菅家氏に自白させ、かつ、かかる経過を秘匿し続けたことの問題性も既にみた。

なお、仮に、次席検事が否認の取調ベテープを聴き、これを虚偽と判断して、菅家氏に 再び自白させるよう指示したとしたら、主任 検事にはもとより、次席検事にも、真実を見 抜く力が決定的に欠けていたことになる。

同年12月22日の第6回公判で、菅家氏が家族に宛てた手紙を示されて突如否認に転じたとき、主任検事は、仮にそれまでに家族に宛てた手紙を読んでいなかったとしても、菅家氏が切々と自らの無実を訴え、DNA再鑑定を求めるとまで書いていることの重大性に気付くべきだった。

菅家氏が一審弁護人の助言に基づいて「遺族の調書に極刑とあったため怖くなって否認した。申し訳ない」という上申書を裁判所に提出したとしても、主任検事は、12月7日の否認に照らすと、菅家氏は無実ではないか

⁶¹⁾ 佐藤博史「足利事件と DNA 鑑定 最高裁への再鑑定請求」季刊刑事弁護 13 号 102 頁, 105 頁 (1998) にも, 「DNA が低分子化すると, MCT118 という比較的長い塩基配列部位の DNA 鑑定は困難になってくる (ただし, MCT118 法による再鑑定は不可能でも, より短い塩基配列に着目した鑑定方法 [いわゆる STR 法] やミトコンドリア法などによる再鑑定の余地は残されている)」と明記している。

と考えるべきだった。

しかし、検察官は、菅家氏が再び公判廷で自白したことを受けて、そのまま論告を行っただけでなく、判決期日として予定された第10回公判で菅家氏が本格的に否認に転じた際に、第三者(西巻糸子氏)の影響によって否認したにすぎないかのような、12月7日の否認を積極的に隠蔽したうえでの論告を行った。これは、弁護人や裁判所を完全に欺くものであって、厳しく批判されなくてはならない。

(6)

控訴審で、私を始めとする新たな弁護人が 就き、最高検報告書が指摘する自白の問題点 は、ほとんどすべて指摘した控訴趣意書が提 出され、菅家氏の無実を証明する証人尋問が 行われ、菅家氏が繰り返し無実を訴えたの に、控訴審に立ち会った検察官は、誰一人と して、無実の者が無期懲役に処せられたこと に気付かなかった。

特に科警研鑑定について、弁護人が、その電気泳動写真のバンドが不鮮明で、歪み、幅のあるものであるばかりか、一致する確率が 1000 人に約 1.2 人から 1000 人に約 5.4 人になったこと 62) を指摘したのに、検察官は、その重大性に気付かなかった。

弁護人は、本件と同種の余罪2事件について、菅家氏が自白しながら検察官が起訴しなかったことは、菅家氏が重大事件で虚偽自白をすることを検察官も認めていることになると指摘して、余罪2事件の自白内容を明らかにするように求めた。しかし、検察官は、余罪2事件が本件の自白の信用性に影響しないと主張して、これに反対した。

最高検報告書の今回の指摘とは明らかに異なる主張を検察官が行い、その結果、真実の発見が決定的に遅れたことになる。

さらに、科警研が123マーカーでは MCT118の正しい型判定ができないことを 認めた上記科警研論文が弁護人から提出され た際も、検察官は、その意味について科警研 に問い合わせることをしなかった。科警研が 自ら再鑑定を申し出て, 菅家氏の無実が判明 していたら, 悲劇は最小限で食い止められた のである。

(7)

上告審で、控訴審判決の誤りと科警研鑑定 の危険性を説いた上告趣意書が提出された が、検察官は、動こうとしなかった。

さらに問題なのは、弁護人が1997年10 月28日菅家氏の毛髪を用いた弁護人の独自 鑑定をもとに、菅家氏と犯人のDNA型は異 なっている可能性があるから、STR法など 最新の方法によるDNA再鑑定を請求したこ とについて、検察官が積極的な意見を述べな かったことである。

その時点では、本件が発生した 1990 年 5 月 12 日から 7 年余しか経過しておらず、公訴時効完成 (当時は 15 年) までまだ 8 年あった。

最高検報告書が認めるように、本件の捜査に多くの問題があり、その多くが捜査の基本にかかわる事柄であったのなら、何故、最高検の検察官は、何もしなかったのか、厳しく問われなくてはならない。

(8)

再審請求審で、弁護人は、弁護人が独自に行った上記 DNA 鑑定を理由に DNA 再鑑定を求め、死体所見は溺水の吸引を示しており菅家氏の自白は死体所見と矛盾する虚偽のものであると主張した。

検察官が死体所見に関する弁護人の主張を 争ったのはともかくとして、DNA 再鑑定を 求める弁護人の主張に反対したことは、真実 の発見を妨げたものとして厳しく反省する必 要がある。

検察官は、科警研の偽りの権威の前になすべきことをなさなかったのである。

そして、再審請求審が係属中の2005年5 月12日の経過とともに、本件について時効が完成し、犯人の検挙が不可能になった。

(9)

即時抗告審において、DNA再鑑定に至る までの検察官の態度は、弁護人の立場から も,極めて公正なものだったと評価すること できる。

東京高裁の意向が示されたからとはいえ、 検察官としても DNA 再鑑定に反対しないと いう意見が述べられたことにより、DNA 再 鑑定が円滑に実施されたのである。

しかし、DNA 再鑑定の結果が示されたの ちの検察官の態度は、真実を求めるのではな く、科警研の面子を保つためだけだったよう に思われる。すなわち、弁護側推薦の本田克 也筑波大学教授(乙教授)の鑑定(以下、本 田鑑定)が菅家氏の MCT118 型を 18-29、犯 人のそれを 18-24 と鑑定し、科警研の 18-29 または 30 と大きく異なるものだったことか ら、検察官は、科警研の意向に忠実に、本田 鑑定の信用性を否定することに汲々とした。

そして、検察官は、被害女児の母親から被害女児の臍の緒と母親の口腔粘膜の提供を受け、その MCT118 型を鑑定した。本田鑑定の18-24 は、被害女児または母親の DNA をPCR 増幅し、その MCT118 型を鑑定した可能性があると考えたためである。しかし、検察官は、弁護人がその結果を明らかにするように求めても、明らかにしようとしなかった。

ところが、最高検報告書は、検察官あるいは科警研が本田鑑定の信用性を強く争ったことについて言及せず、再審開始決定が「乙教授による鑑定の信用性については判断するまでもなく」、検察官推薦の鈴木廣一大阪医科大学教授(甲教授)の鑑定によって菅家氏は犯人でない可能性が高いと判断したことだけを紹介している(11 頁)。

(10)

再審公判でも、検察官は、鈴木鑑定のみを 証拠請求し、裁判所が弁護側の請求を容れ て、本田教授の証人採用を決定するや、自ら 福島弘文科警研所長を証人請求し、本田鑑定 の信用性を否定するための立証活動を積極的 に行った。

しかし、福島所長は、反対尋問で図らずも被害女児と母親のMCT118型を知っていることを暴露し、被害女児が18-31、母親が30-31であることを認め(福島尋問調書353項~355項)、本田鑑定ではなく、科警研鑑定こ

そが被害女児の DNA を PCR 増幅し、その MCT118 型 (18-31) を 123 マーカーで 16-26 と判定していた可能性があることを示す結果 に終わった。

しかし、最高検報告書は、この点についても何ら言及せず、無罪判決について「他方、乙教授による DNA 型鑑定の信用性については言及されていない」とだけしか指摘していない(11 頁)。

要するに、最高検報告書は、本田鑑定の信用性、翻って科警研鑑定の信用性について論ずることを回避しているのである。

しかし, 犯人の MCT118 型が科警研鑑定 の 18-(29), 30, (31) か, 本田鑑定の 18-24 なのかは, 科警研が被害女児の半袖下着を用 いて再鑑定すれば, 容易に判明することであ る。

この点は、警察庁報告書の検討で詳論したので、繰り返さないが、足利事件の悲劇の元 凶ともいうべき科警研鑑定について、最高検 報告書の論述は歯切れが悪いと言わざるを得ない。

既に指摘したように、鑑定機関が重大な誤りを犯したことが判明した場合は、独立した外部の監査を受けなければならないが、最高検報告書は、科警研の誤りを正すべき任務を放棄しているのである。

「第5 再発防止のための方策」 4 の検討

(1)

「第5 再発防止のための方策」で気付いたことは、以下のとおりである。

まず、最高検報告書が「本件から得られた 教訓を共有化し、個々の検察官に対し、あら ゆる機会を活用して改めて基本に忠実な捜査 に心掛けるよう不断の指導をしていかなけれ ばならない」(22頁)とし、『検察としては、 ・・・・・今回の重大な事態を招いたことを厳 粛に受け止めるとともに、本件において明ら かになった問題点をも踏まえ、反省すべき点 は率直に反省し、国民に信頼される検察の維 持・発展に努める必要がある。/各検察官に おいては、改めて検察官の職務の重要性と責 任の重大性に思いを致し、基本に忠実な捜査・公判、すなわち、時の経過に左右されない「風雪に耐える捜査・公判」を徹底し、国民の負託に応える検察活動の実現に尽力しなければならない』(25頁)と結んだのは、当然のこととは言え、高く評価すべきである。

(2)

そして、最高検報告書は、「本部係検事」を全庁に新設配置することにし、各高検の本部係検事は、管内各地検の本部係検事が担当するいわゆる本部事件について、各種指導のほか、「事件処理及びその後の公判遂行の在り方等についても必要に応じて指導を行うこととした」とし、最高検の本部係検事は、各高検の本部係検事を通じ、各地検に対し、「捜査・事件処理及び公判遂行等についても指導を行うこととした」としている(23 頁)。

注意を喚起しなければならないのは下線部分で、高検と最高検の本部係検事の役割⁶³⁾には各地検の「公判遂行の在り方」について指導を行うこととされている。

しかし,既にみたように,最高検報告書には足利事件の「公判のあり方」を検証した箇所はない。しかも,足利事件の公判のあり方を論ずる場合,控訴審(東京高検)と上告審(最高検)も問題であり,地検の公判遂行だけが問題なのではない。

要するに、最高検報告書は、地検はもとより、高検、最高検の「公判活動の問題点と反省点」の検証を行っていないのであって、高検と最高検の本部係検事が、足利事件の教訓に学んで、必要に応じ地検の公判遂行を指導するといっても、具体的にはどのようなことを意味しているのか不明と言うほかはない。

差し当たりの教訓としては、科学的証拠について弁護人から再鑑定が請求された場合、真実発見の見地から、いたずらに反対せず、検察官としても積極的に再鑑定に協力することが考えられるが、いずれにしても、公判遂行のあり方の実質が示される必要がある。

(3)

最高検報告書は、「検察官の捜査能力の強化」の「(1) 科学的捜査に関する研修」と題して「DNA型鑑定などの科学捜査、特に、犯人の異同識別に結び付く科学的捜査手法を活用するに当たっては、その科学的原理を十分に理解することはもとより、鑑定結果の意味とその限界などを正確に理解し、証拠価値について冷静に吟味・検討する必要がある」(23 頁)として、研修等を実施することにしている。

検察官が科学的証拠の証拠価値を正確に理解していることは、科学的証拠によって人を処罰しようとする以上、絶対的な条件といわなくてはならないが、足利事件では、検察総体が DNA 型鑑定の証拠価値を正確に理解していなかったのである。

同様のことが繰り返されないために,最高 検報告書の提言は正しい。

しかし、弁護人の立場に立つと、科学的証拠に関する情報が弁護人に提供されないと、公判で正しく吟味できないことを指摘する必要がある。

そこで、新たな科学的証拠を刑事裁判に導入しようとする場合、検察は、まず弁護士会を通じて、その科学的原理を説明し、鑑定結果の意味と限界についても情報を提供する必要がある(裁判官にも情報提供する必要があることは既にみた)。

最高検報告書は、科学的証拠の証拠価値の冷静な吟味を検察官の「捜査能力の強化」によって図ろうとしているが、それだけでは足らず、公判廷での弁護側の批判的吟味に耐える科学的証拠こそが「風雪に耐える・・・公判」を実現する所以なのである。

弁護人は検察官の敵なのではない。検察官と弁護人は、立場を異にしながら、ともに刑事が法における正義を実現しようとする好敵手なのである⁶⁴⁾。

⁶³⁾ 各地検の本部係検事の役割として、最高検報告書は、「殺人その他凶悪かつ重大な犯罪に係る事件等の捜査・公判に関する事項・・・・・を担当し」とあるが(22頁)、大半は、捜査に関する事項である。

⁶⁴⁾ 佐藤・前掲注39『刑事弁護の技術と倫理』234頁参照。

(4)

既にみたように、最高検報告書は、「取調べにおける留意点の周知徹底」として、『最高検察庁においては、今回の重大な事態を招いたことを踏まえ、今般、改めて、「取調べにおける留意点について」(本年4月1日付け最高検察庁刑事部長事務連絡)を発出し、・・・・・取調べに当たっては、被疑者の・・・・・迎合的性格の有無等その特性を十分に把握した上で、それぞれの特性等に応じ、取調べ時間、言葉の使い方、発問方法・内容等取調べ方法を工夫すべきことなど、被疑者の取調べに当たって留意すべき事項を全検察官に周知して徹底させることとした』(24頁)としている。

足利事件の取調ベテープが明らかにしたのは、従来の基準で言えば何ら問題のないはずの取調べがいとも簡単に重大な虚偽自白を生み出すという驚くべき事実である。 菅家氏が訴える暴行や脅迫は、これまでの基準で言えば、ほとんど問題にならないであろう。 現に控訴審判決は、 菅家氏が訴える事実があったとしても任意性が否定されることはない旨判示した。

つまり、暴行や脅迫など一見して任意性に 疑問を抱かせるものが伴わなくても、捜査官 が被疑者の無実の訴えに虚心に耳を傾けよう とせず、例えば、自白するまで「本当のこと を話してくれ」と繰り返すことも虚偽自白を 生み出す要因なのである。さらに、被疑者が 「私がやりました」と認めたからといって、 それだけで自白したと考えてはならず、オー プンの質問で犯行の詳細を話すように促さな くてはならない。

そして、その過程を録音・録画すれば、秘密の暴露を含む真実の自白か、それとも無知を暴露した虚偽の自白かを見抜くことができるはずである。

最高検報告書に取調べの録音・録画の必要性を認める記述を求めるのは無理であろう。 しかし、最高検報告書があと一歩のところま で来ているのも確かである。

Ⅳ. 「足利事件の検証」の現段階

冒頭の「足利事件の検討」の視座に照らして,「検証の現段階」を確認すると,以下のように言うことができるだろう。

① 科警研鑑定について、「文科系」の警察庁と最高検は「理科系」の科警研の暴走を正しコントロールする方策を未だに見出していない。

警察庁が外部の研究者に依頼して科警研見解を相対化したことは評価できるが、科警研鑑定の誤りを剔抉するためには半袖下着のMCT118型鑑定を科警研に命じ、真に科学的な検証を行うことが必須である。

足利事件と同時期の科警研鑑定⁶⁵⁾も徹底 的に洗い直す必要がある。

科警研における鑑定のあり方も根本的に見 直されるべきである。

DNA鑑定だけでなく「科学的証拠」一般の刑事裁判での取扱い、特に「再鑑定の保証」の観点から検討が急務である。

② 取調べのあり方について、警察庁報告書と最高検報告書が、異口同音に取調べの目的は、自白を得ることではなく、真実の供述を求めることとしたうえで、その高度化(適正化ではない)を説き、心理学等の知見を活用すべきとしたことは大いに評価できる。

しかし、両報告書が取調ベテープの意義に 敢えて触れていないのは「政治的な配慮」と 言うほかはない。足利事件のテープを心理学 者の分析に委ね、そこから学ぶ教訓を生かす ことこそが、悲劇の再発を防止する最良かつ 唯一の方法であることは明らかである。

③ 最高検報告書が明瞭に示すように、そして、無罪判決をはじめとする裁判所の沈黙が言外に語っているように、わが国の刑事司法システムは、「公判は冤罪防止のためにある」という刑事裁判の理念にそぐわないどこ

⁶⁵⁾ 既にみたように (前掲注 41),DNA 鑑定で有罪とされながら,足利事件に光が射した 2008 年 10 月 15 日の直後に,死刑が執行された飯塚事件の科警研の DNA 鑑定が重要である。

ろか, むしろ反しているのではないかという 疑いがある。

ブレーキが正常に作動しない刑事司法システムは、世界に誇るものとはなり得ない。裁判員裁判時代であれば、なおさら公判が正しく機能するためには何が必要なのかを再考する必要がある。

日弁連は、独立した調査権限をもつ冤罪原 因究明のための第三者委員会の創設を提唱し ながら、未だに足利事件の組織的な検証作業 を開始していない。

わが国もイギリスの刑事再審委員会をはじめとする各国の制度に学んで,悲劇の教訓を将来に生かす道を確立する必要がある。

(さとう・ひろし)